

長岡京市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

長岡京市

長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言

平成 18 年 12 月 15 日
長 岡 京 市 議 会 議 決

子どもはみんな、私たちの宝です。明るい未来への希望です。

しかし、少子化や核家族化を背景に、家庭基盤の弱体化、地域コミュニティの希薄化が進み、子どもに対する犯罪や虐待、いじめが多発して、尊い生命が無残に奪われるなど、大変憂慮される事態にあります。

次代を担う子どものかけがえのない生命を守り、すこやかに育てることは、私たち大人の責務です。

私たち長岡京市民は、子どもが西山の緑にいだかれてすこやかに育つことを願い、家庭・地域・学校・行政が緊密なネットワークを形成して子どもの安全を守り、まちぐるみで子育てを進めることを誓って、ここに「子どもをすこやかに育むまち」を宣言します。

はじめに

我が国では高齢化・少子化が進み人口減少社会が到来する中、家族類型の変化とともに、就労パターンの多様化、近隣のつきあいの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、育児不安や児童虐待などの問題も生じ、保育ニーズの多様化にともなうサービスの充実や支援策が求められています。



そのような中、本市においては、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「長岡京市次世代育成支援行動計画～新・健やか子どもプラン～」を、平成 22 年には「後期計画」を策定し、「次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」ことを基本理念とした計画の実現に取り組んできました。

このたび、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定めることとなりました。本市においては、次世代育成支援行動計画を継承しつつ、子ども・子育て支援のニーズを反映する本計画「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市では、児童の健やかな育成に向け、安心して出産・育児ができる子育てにやさしいまちづくりを進めていくとともに、全ての大人が子どもたちの「育ち」を応援することで、世代が『つながり』、人が『交わる』ことが実感できるまち、また、子育て世代の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を図り、ワンランク上の「子育ち」「子育て」が出来るまち長岡京を目指します。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただきました児童対策審議会の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関連機関の方々に、深く感謝いたします。また、本計画の実現に向け、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

長岡京市長 中小路 健吾

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	他の計画との関係	2
第2章	長岡京市の子育てを取り巻く現状と課題	5
1	人口の動向	5
2	児童人口の動向	6
3	人口動態	8
4	家族や世帯の動向	10
5	就労の動向	12
6	子育て支援施策の概況	13
7	学校の状況	21
8	地域での子育て支援活動の状況	23
9	児童虐待に対する本市の取組み状況	24
10	次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取組み状況と課題	25
11	アンケート調査結果からみる現状	36
第3章	計画の基本的な考え方	47
1	基本理念	47
2	基本目標	48
第4章	施策の展開	51
■	施策体系	51
基本目標1	子どもが健やかに育つ環境づくり	53
施策の方向		
(1)	子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり	53
(2)	子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実	55
(3)	子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実	57
(4)	子どもの健全な成長を支援する環境の充実	60
基本目標2	子育て家庭を支える環境づくり	62
施策の方向		
(1)	親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり	62
(2)	地域で安心・安全に子育てができる環境づくり	65
(3)	子育ての経済的負担の軽減	67
基本目標3	子育てと仕事を両立できる環境づくり	70
施策の方向		
(1)	保育サービスの充実	70
(2)	仕事と生活の調和の実現をめざした取組みの推進	73
(3)	男女が共同し取り組む子育ての推進	74

基本目標 4 子育てを社会で支える環境づくり	75
施策の方向	
(1) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり	75
(2) 子育てに関する相談・援助体制の充実	78
(3) 子育てに関する情報提供の充実	81
(4) 子育てに関する学習機会の充実	82
第5章 計画の目標値等	85
1 教育・保育の提供区域の設定	85
(1) 区域設定の考え方	85
(2) 区域設定	85
(3) 教育・保育認定について	87
(4) 教育・保育施設について	88
2 幼児期の学校教育・保育	89
3 地域子ども・子育て支援事業	91
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	91
(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	91
(3) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）	92
(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）	92
(5) 一時預かり事業	93
(6) 病児・病後児保育事業	94
(7) ファミリーサポートセンター事業	94
(8) 利用者支援事業	95
(9) 妊婦健康診査事業	95
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	96
(11) 養育支援訪問事業	96
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	97
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	97
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	98
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	98
(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	98
(3) 保幼小連携等の取組みの推進	98
第6章 計画の推進	99
1 計画の推進体制	99
(1) 庁内における各部署の連携強化	99
(2) 関係機関や市民との協力	99
(3) 国・府との連携	99
2 進捗状況の管理	100
資料編	
1 長岡京市児童対策審議会条例	101
2 長岡京市児童対策審議会委員名簿	104
3 長岡京市子ども・子育て支援事業計画策定経過	105

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。

「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具現化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成17年3月に「長岡京市次世代育成支援行動計画（新・健やか子どもプラン）」を策定し、平成21年度までの前期計画期間、平成26年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、保育所入所への待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取組みとしての「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、今後、人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行することで、地域の担い手としての高齢者の役割もますます高まることから、高齢者施策と子育て支援施策をつなぐ視点も必要となってきます。さらに、平成25年には、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されたところです。

このような流れを受け、本市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

今回の計画策定にあたり、「長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）〈新・健やか子どもプラン〉」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組みの成果を引き継ぎつつ、上述の視点を踏まえ、新たな計画として「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）〈新・健やか子どもプラン〉」の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、アンケート調査の結果や児童対策審議会などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取組むための指針となるものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

平成	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	長岡京市次世代育成支援後期行動計画 （新・健やか子どもプラン）									
						長岡京市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

5 他の計画との関係

この計画は、国や京都府の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに「長岡京市第3次総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定しています。

長岡京市第3次総合計画（平成13年度～平成27年度）
 ・第3期 基本計画（平成23年度～平成27年度）
 （第4次総合計画 平成28年度～平成42年度の15年間）

福祉関連計画

○長岡京市地域健康福祉計画 平成15年度～平成27年度
 （後期：平成23年度～平成27年度）

だれもが安心して暮らせるまちづくり
 ～ふれあい、わかりあい、支えあいのまち 長岡京～

○第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画（平成23年度～平成27年度）

○長岡京市第7次高齢者福祉計画・長岡京市第6期介護保険事業計画
 （平成27年度～平成29年度）

○子ども・子育て支援事業計画

（平成27年度～平成31年度）⇒ 次期計画につなげる（5年間）

子ども・子育て家庭の状況把握（現在の利用状況＋今後の利用希望）

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 保育園、幼稚園、認定こども園
- 地域型保育給付
 小規模保育、家庭的保育
 居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業 ○留守家庭児童会事業 ○子育て短期支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○利用者支援事業 ○妊婦健康診査事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○実費徴収補足給付事業 ○多様な主体の参入促進事業

長岡京市児童対策審議会
 長岡京市地域健康福祉推進委員会児童福祉部会

調査・審議

子育て家庭への
支援充実

母子保健サービスの
充実

要支援児童
への援助

職業生活と家庭生活
の両立支援

継続・発展

長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）平成22年度～平成26年度

京都府子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援3法
 子ども・子育て支援法に基づく基本指針



第2章 長岡京市の子育てを取り巻く現状と課題

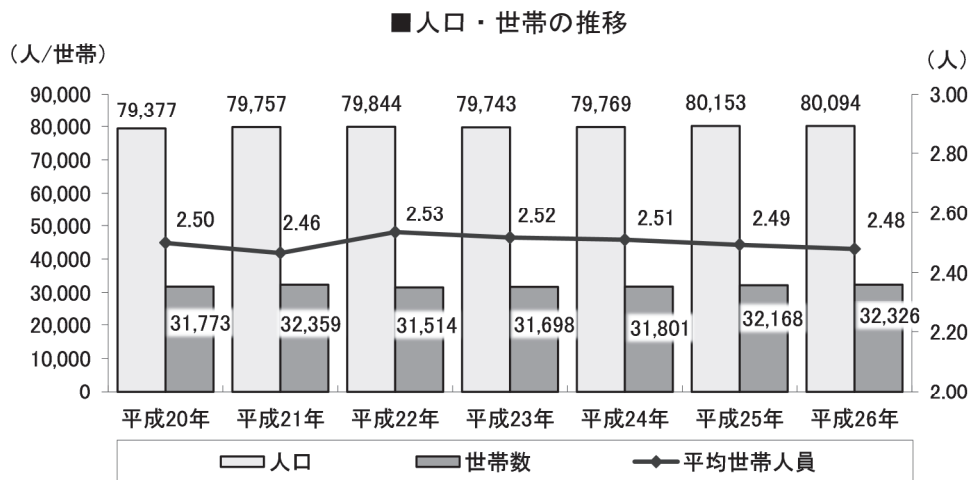
第2章 長岡京市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口の動向

(1) 人口・世帯の推移

長岡京市における近年の人口及び世帯数・平均世帯人員数は、増減しつつも、ほぼ横ばいで推移しています。全国的な人口減少や世帯人員数低下といった傾向はみられません。世帯数については、平成21年より増加傾向で推移しています。

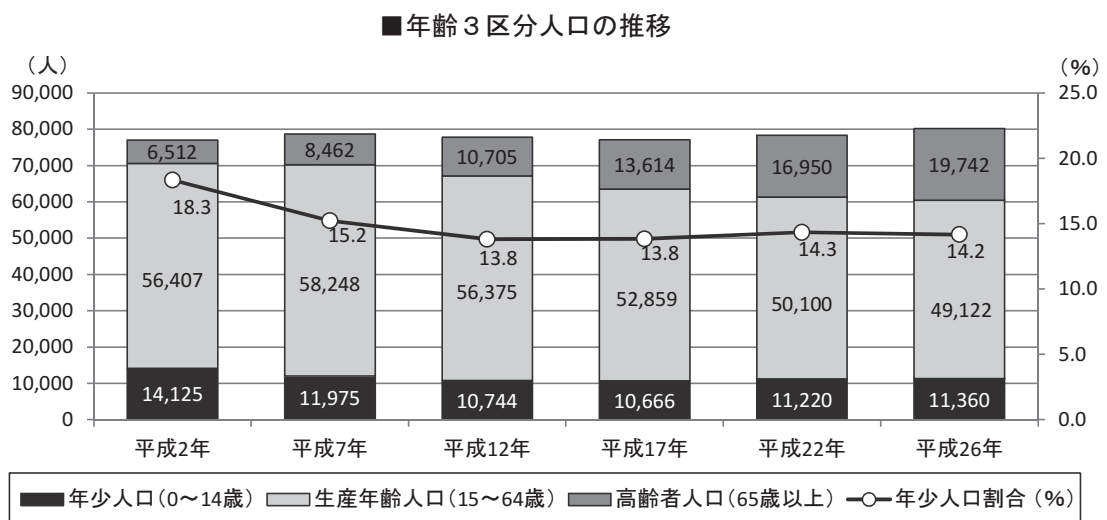
なお、阪急西山天王山駅の開業、京都縦貫道の開通や私立中高の開校と合わせ向日市北部の開発にともない、乙訓地域の中でも当市の地理的な利便性による人口の流入が期待されます。



資料：京都府推計人口、22年は国勢調査、25年・26年は住民基本台帳（各年10月1日）

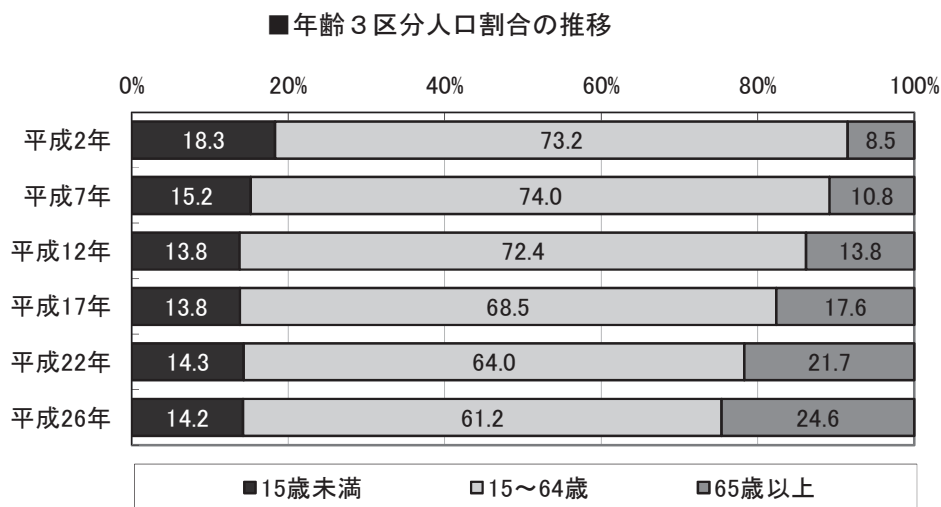
(2) 年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の年齢3区分別人口をみると、年少人口は平成17年まで減少傾向にありましたが、平成22年に増加に転じています。生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。また、平成26年の住民基本台帳による年少人口は11,360人となっています。



資料：国勢調査、26年は住民基本台帳（各年10月1日）

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口の割合の低下傾向に対し、65歳以上の高齢者人口割合が上昇しており、高齢化が進行しています。15歳未満の年少人口割合については、平成17年に比べ、平成22年には上昇しています。



資料：国勢調査、26年は住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 児童人口の動向

（1）児童人口の現況

平成26年の住民基本台帳における本市の0～5歳の人口は4,378人、6～11歳の人口は4,629人となっています。

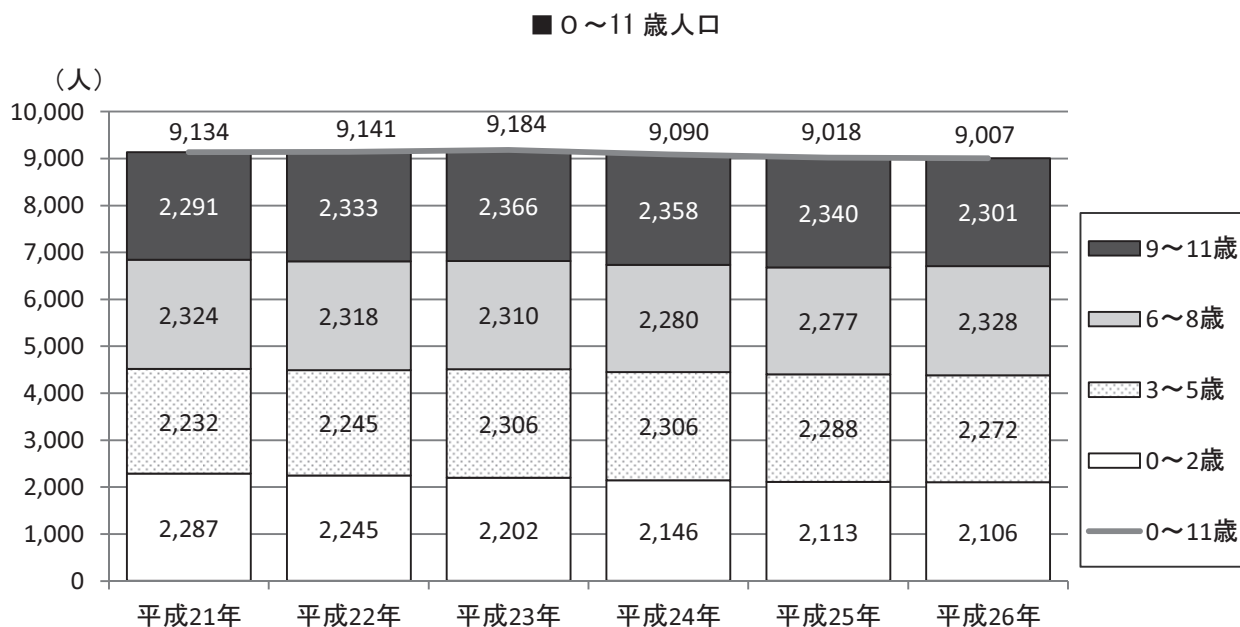
■ 0～11歳人口

年齢	人口	年齢	人口
0歳	671	6歳	788
1歳	736	7歳	748
2歳	699	8歳	792
3歳	747	9歳	764
4歳	758	10歳	769
5歳	767	11歳	768
0～5歳 計	4,378	6～11歳 計	4,629

資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

(2) 0～11歳人口の推移

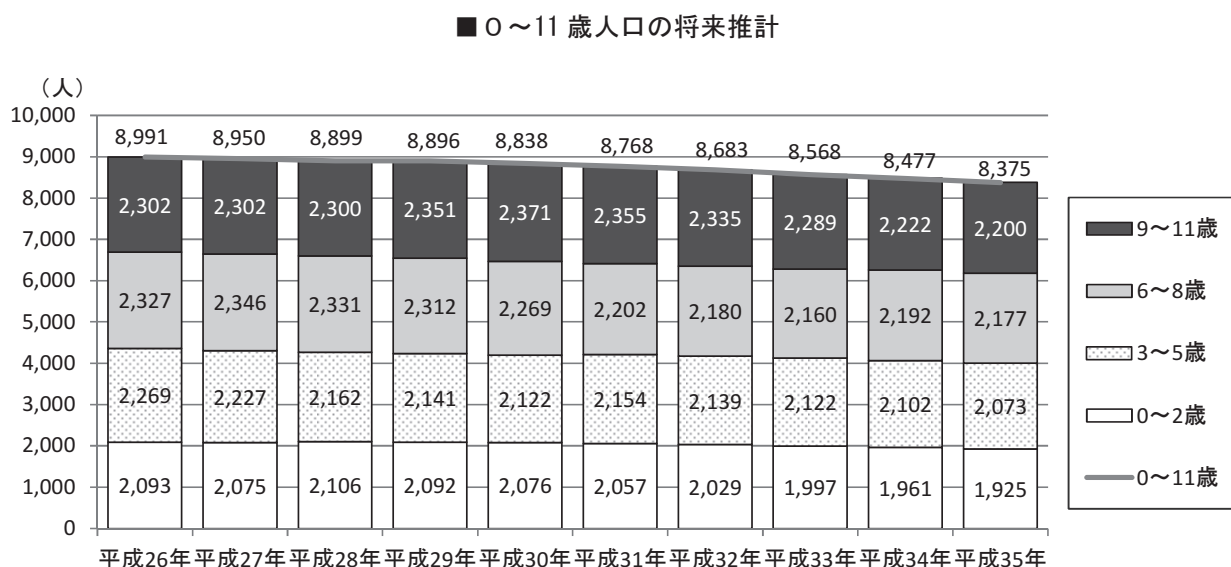
本市の近年の児童人口の推移をみると、平成23年まで増加傾向でしたが、平成24年に減少に転じ、平成26年に9,007人となっています。平成21年に比べると、平成25年には6～8歳以外の年齢区分で人口は減少しています。



資料：住民基本台帳人口

(3) 児童人口の将来推計

本市の0～11歳の将来推計人口は、全体として減少傾向で推移すると予測しています。



資料：長岡京市 ※住基人口をもとにコーホート変化率法により推計

3 人口動態

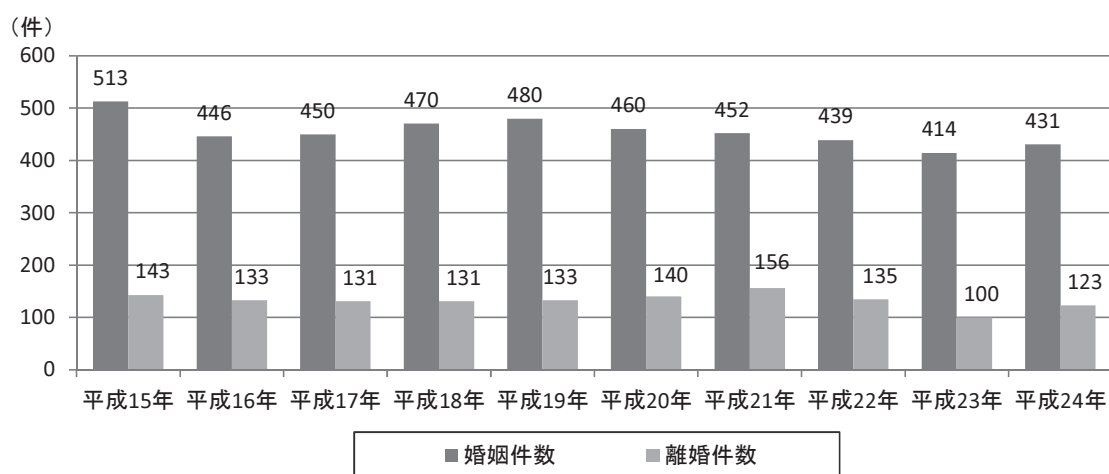
〔1〕婚姻・離婚の動向

（1）結婚の状況

本市の婚姻件数は、平成15年には513件でしたが、その後は400件台で推移しており、平成24年に431件となっています。

離婚件数をみると、平成21年に156件でしたが、その後は減少しつつ平成24年に再び123件へと増加していますが、長期的にみて件数は少なくなっています。

■婚姻・離婚の推移



資料：長岡京市統計書

（2）未婚の状況

本市の未婚率推移を年齢別男女別にみると、下記のとおりとなっています。平成22年には、30歳代前半の男女を除いて概ね未婚率が上昇しています。

また、30歳代後半については、平成2年から22年にかけて、男女とも急激に未婚率が上昇してきています。

■未婚率の推移

（単位：％）

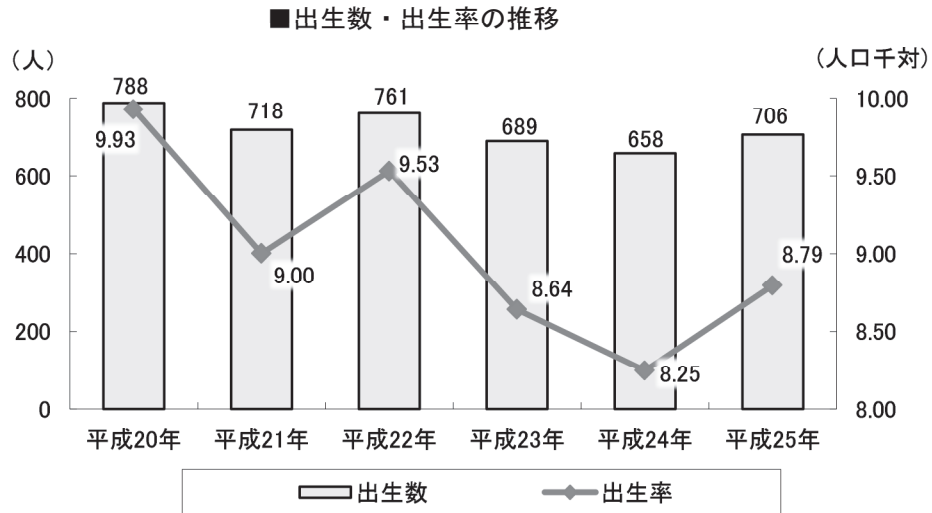
	20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成2年	94.8	88.8	67.7	39.0	31.9	13.0	18.2	6.2
平成7年	95.6	91.4	73.4	53.0	38.9	19.8	19.8	9.8
平成12年	95.6	92.3	74.6	59.2	45.7	29.0	25.8	14.2
平成17年	95.4	93.1	74.6	62.6	47.3	33.4	30.8	19.9
平成22年	96.3	94.7	75.5	64.5	44.1	32.1	33.4	22.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

〔2〕出生の動向

（1）出生の状況

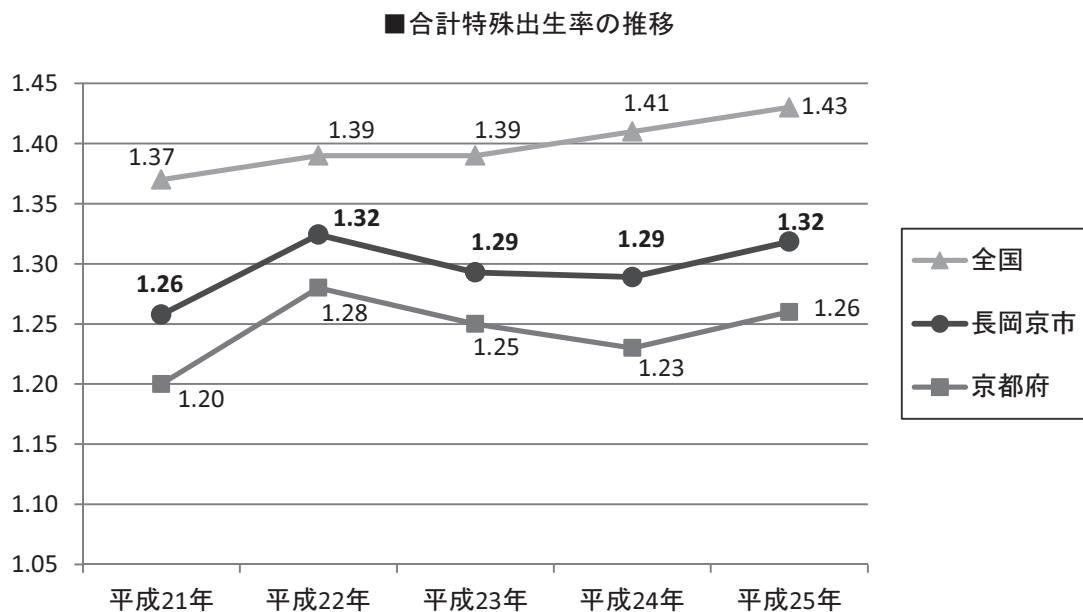
本市の近年の出生数は、増減を経て平成25年に706人と増加していますが、平成20年に比べると82人の減少となっています。出生率は平成25年で8.79となっています。



資料：市民課

（2）合計特殊出生率

本市の近年の合計特殊出生率は、増減を経て平成25年に1.32となっています。全国よりは低い値で推移していますが、京都府よりも高くなっています。

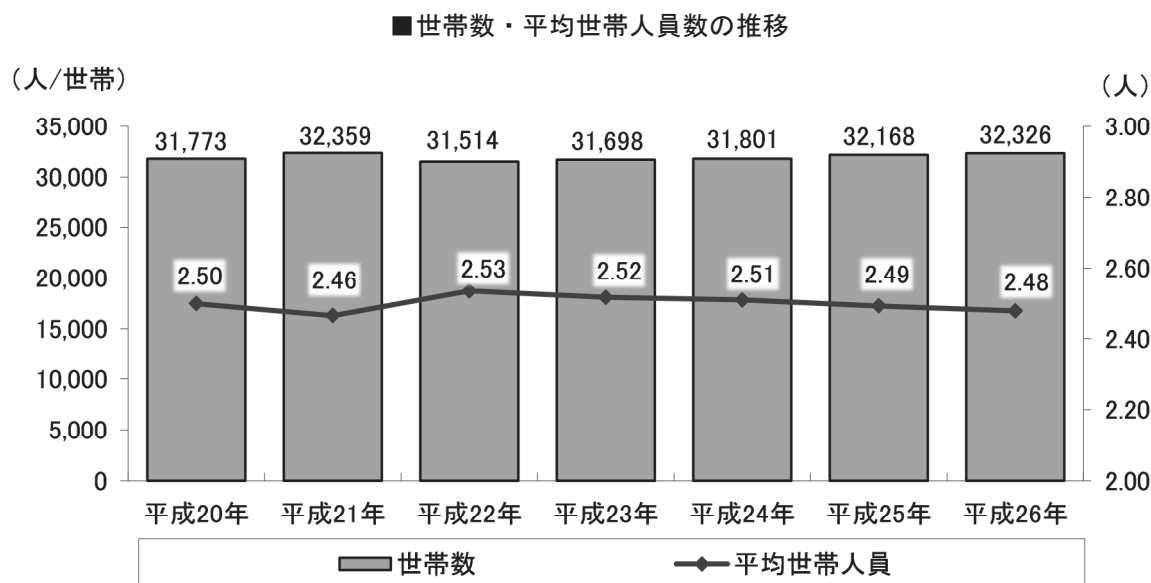


資料：人口動態統計、住民基本台帳人口により算出

4 家族や世帯の動向

〔1〕世帯数と平均世帯人員

本市の近年の世帯数は、増減を経て平成26年に32,326世帯となっています。また平均世帯人員数は概ね横ばいで推移し、平成26年に2.48人となっています。全国的には世帯数は増加傾向、平均世帯人員数は減少傾向がみられ、本市でも同様にゆるやかな変動がみられます。



資料：京都府推計人口、22年は国勢調査、25・26年は住基

〔2〕家族構成

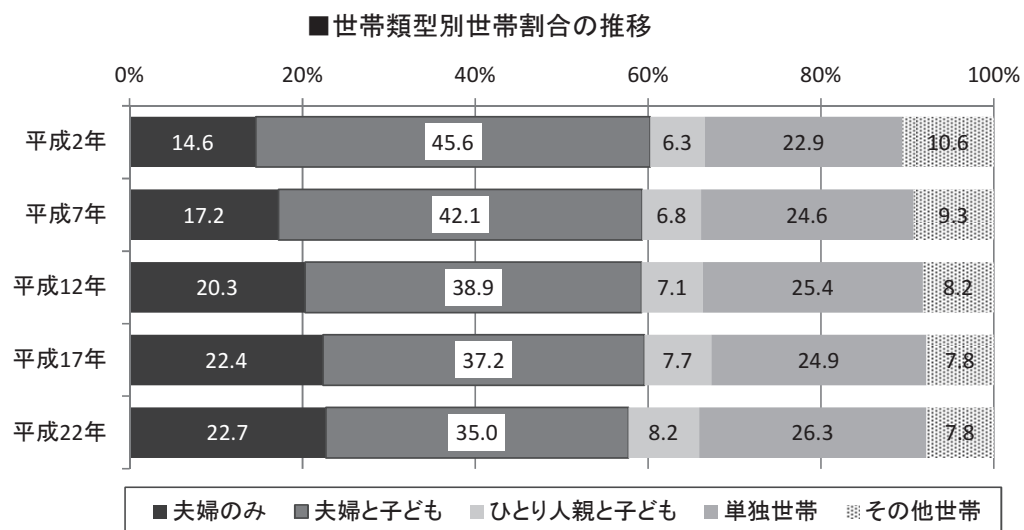
本市の家族構成について世帯類型でみると、下記のとおりとなっています。

■世帯類型別世帯数の推移

	一般 世帯数	核家族世帯				単独世帯	その他 世帯
		夫婦のみ	夫婦と 子供	ひとり親と 子ども	計		
平成2年	25,943	3,788	11,841	1,631	17,260	5,938	2,745
平成7年	27,946	4,814	11,758	1,901	18,473	6,879	2,594
平成12年	29,093	5,906	11,325	2,065	19,296	7,404	2,393
平成17年	29,420	6,585	10,937	2,278	19,800	7,317	2,303
平成22年	31,486	7,147	11,021	2,578	20,746	8,284	2,456

資料：国勢調査

本市における世帯類型別の構成割合の推移をみると、下記のとおりとなっています。夫婦のみ世帯は上昇傾向にあり、夫婦と子ども世帯は低下傾向にあります。また、ひとり親と子ども世帯が上昇傾向にあり、平成2年と比較すると平成22年には8.2%と約2ポイント上昇しています。

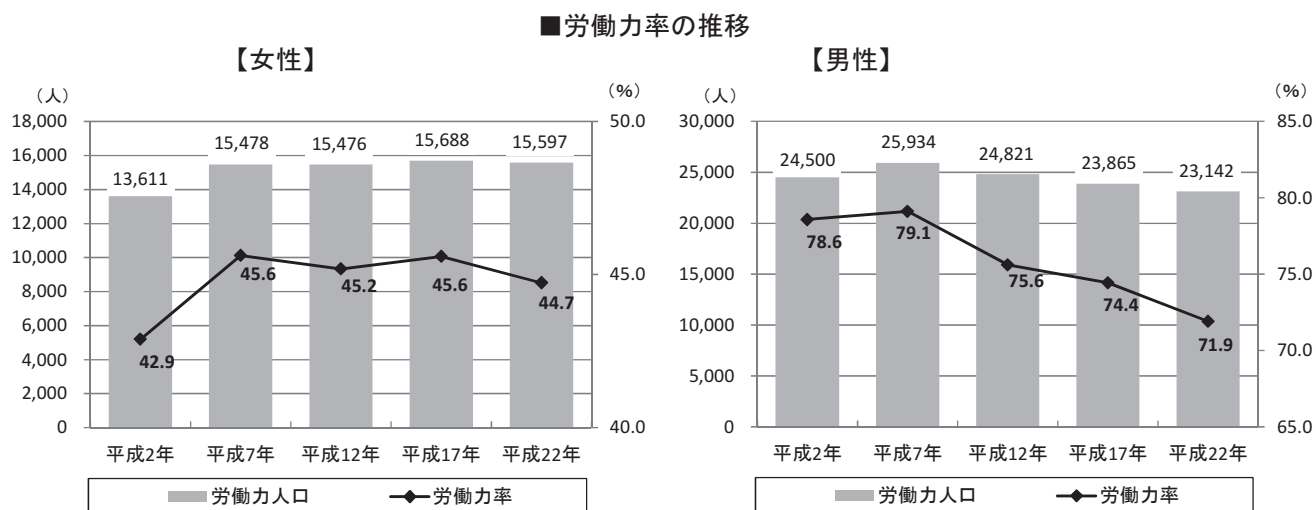


資料：国勢調査

5 就労の動向

〔1〕労働力状態

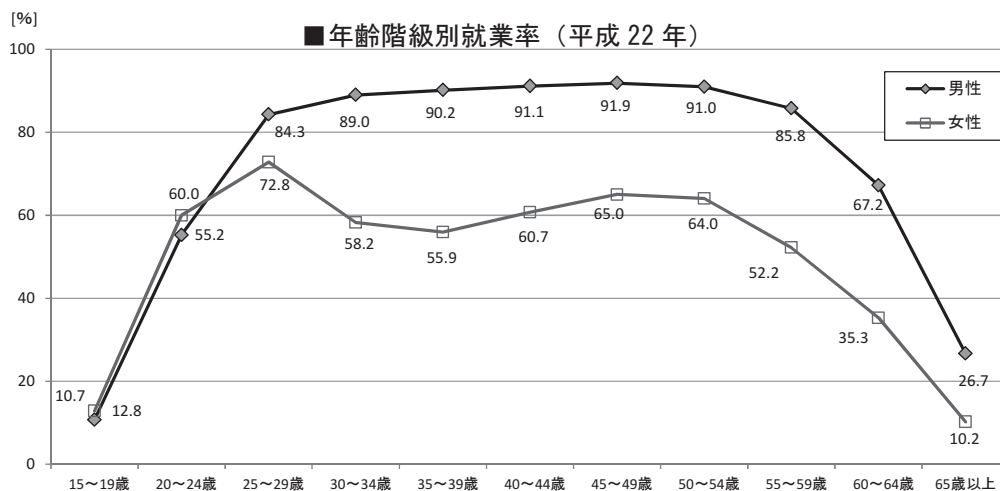
本市の労働力人口をみると、女性は平成7年から1万5千人台で推移しており、女性の労働力率は平成7年から45%台が続いた後、平成22年に44.7%となっています。一方、男性の労働力人口は平成7年より減少傾向にあり、労働力率も低下しています。



資料：国勢調査

〔2〕年齢階級別就業率

本市の就業率をみると、男性は25～59歳まで8割から9割台となっていますが、女性は25～29歳をピークに30歳代で落ち込み、40歳代で上昇していき60～64歳で3割台となっており、M字型カーブ※を描いています。



資料：国勢調査

※**M字型カーブ**：女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する。数字をグラフにするとM字型となるため、「M字型カーブ」という。

6 子育て支援施策の概況

〔1〕保育所（園）の状況

現在、公立の保育所は5か所、私立の保育園が5か園あり、すべての認可保育施設で0歳児からの保育を実施しています。

入所状況をみると、入所児童数は、公立・私立ともに増加傾向にあります。平成24年から入所児童数は定員数を上回っており、受入体制の充実が課題となっています。

また、毎年公立・民間の保育施設で受け入れを増やしていますが、待機児童が出ている状況です。平成26年度当初は、入所希望者の98.1%の方が入所しています。

受入児童数は、平成22年の1,144人から、平成26年には1,430人と286人増加しています。

■認可保育所の入所状況の推移

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
就学前児童数	4,490	4,508	4,452	4,401	4,368
保育所定員数	1,200	1,200	1,216	1,261	1,291
入所児童数	1,144	1,200	1,265	1,354	1,430
0歳児	66	70	84	80	76
1歳児	168	178	187	215	237
2歳児	212	224	214	239	265
3歳児	224	253	268	264	282
4歳児	239	237	267	287	281
5歳児	235	238	245	269	289
入所率(%)	25.5%	26.6%	28.4%	30.8%	32.7%
待機児童数	83	32	29	29	28
保育所希望入所率	93.2%	97.4%	97.8%	97.9%	98.1%

資料：長岡京市こども福祉課（各年4月1日現在）

※入所率=入所児童数÷就学前児童数

■公立私立別認可保育所の入所状況の推移

(単位:人)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
公立	定員	720	720	600	600	600
	入所児童数	638	684	591	626	671
私立	定員	480	480	616	661	691
	入所児童数	501	514	674	728	759

※平成24年の公立の実績及び入所児童数の減少は、公立保育所の民営化によるものです。

〔2〕幼稚園の状況

幼稚園については、私立幼稚園が現在5園あります。児童数は平成24年度から減少傾向で推移しており、平成26年度に1,384人となっています。

■幼稚園の状況

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
私立幼稚園数(園)	5	5	5	5	5
児童数(人)	1,586	1,624	1,502	1,450	1,384
3歳児	520	498	434	478	435
4歳児	573	557	530	450	494
5歳児	493	569	538	522	455
教員数(人)	100	97	103	110	108

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

〔3〕留守家庭児童会（放課後児童クラブ）の状況

留守家庭児童会（放課後児童クラブ）の利用状況をみると、利用者は減増を経て平成25年度に680人となっており、定員の600人を上回っています。

■留守家庭児童会の利用状況

(単位:人)

区分	定員	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
神足小学校	50	63	71	65	60
長法寺小学校	50	51	48	54	49
長岡第三小学校	50	73	65	63	71
長岡第四小学校	50	65	58	48	47
長岡第五小学校A	50	70	69	71	73
長岡第五小学校B	50	70	74	77	79
長岡第六小学校	50	51	59	51	56
長岡第七小学校	50	38	51	58	59
長岡第八小学校A	50	57	54	47	56
長岡第八小学校B	50	69	46	31	27
長岡第九小学校	50	54	59	66	62
長岡第十小学校	50	33	36	36	41
総計	600	694	690	667	680

資料：文化・スポーツ振興室（各年5月1日現在）

〔4〕子育てに関する相談の状況

家庭児童相談室では、児童を育てる上でいろいろな問題を抱えている親の相談に対応しています。相談は、多岐にわたっており、相談員は問題を抱えた児童の親たちとの面談及び電話、家庭訪問などで対応しています。相談内容に応じて、関係する機関につないでいきます。

また、専門相談員が配置され相談体制が充実されたこともあり、相談者が気軽に相談できるようになり、平成24年度から相談件数が増え、総件数は平成25年度では501件となっています。

■家庭児童相談の状況

(単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもSOSテレホン相談		0	0	0	0
性格・生活習慣等		21	20	133	170
知能・言語		0	0	1	15
学校生活等	人間関係	0	0	0	0
	不登校	3	10	26	18
	その他	0	0	0	0
非行		0	0	1	0
家庭関係	虐待	1	0	0	0
	その他	0	55	150	289
環境福祉		0	0	0	0
心身障がい		10	1	0	0
その他		22	6	89	9
合 計		57	92	400	501

資料：家庭児童相談室

〔5〕母子保健の状況

(1) 母子健康手帳

母子健康手帳の交付数は、減増を経て平成25年度で740人となっています。

■母子健康手帳交付状況

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数	725	678	747	740

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の延受診者数は、増加傾向にあり、平成25年度で17,503人となっています。

■妊婦健康診査受診状況

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数(延人数)	16,498	16,758	17,705	17,503

(3) 乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査の受診状況をみると、受診率は、いずれの健診も9割を超えていますが、対象年齢の上昇とともに受診率は低下しています。

■乳幼児健康診査受診状況

(単位:人、%)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4か月児	対象者数	738	722	675	685
	受診児数	715	715	669	670
	受診率	96.9	99.0	99.1	97.8
1歳8か月児	対象者数	750	747	730	701
	受診児数	711	703	709	665
	受診率	94.8	94.1	97.1	94.9
3歳6か月児	対象者数	754	783	741	750
	受診児数	697	708	699	695
	受診率	92.4	90.4	94.3	92.7

(4) 訪問指導の状況

妊娠・出産・育児に対する母親の不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健師が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

■訪問指導の実施状況

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊産婦訪問指導(延人数)	22	29	19	14
新生児訪問指導(実人数)	640	642	676	705
障がい児等訪問指導(延人数)	543	624	668	802

(5) 相談事業の状況

保護者の不安や悩みに対し、下表のとおり相談事業を実施しています。心理等発達相談の件数は増加しており、平成 25 年度で 441 件となっています。子どもの発育や発達に不安を抱く保護者の姿がうかがえます。

■相談事業の実施状況

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
親子健康相談(延人数)	1,784	1,695	1,610	1,561
医師発達相談(延人数)	118	110	114	119
心理等発達相談(延人数)	382	409	404	441

（６）その他子育て支援事業の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

■ その他子育て支援事業の実施状況 (単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
離乳食教室(参加人数)	315	329	284	346
10 か月児教室(参加人数)	639	648	609	630
1歳3か月児教室(参加人数)	283	298	294	254
両親教室(延人数)※父親含む	350	279	308	260
子育てふれあい教室(延参加人数)	475	531	424	482

〔６〕各種助成の状況

各種助成制度の状況を決算ベースで見ると、子育て支援医療費助成は年々増加しており、ひとり親家庭医療費支給は変動があります。

■ 各種制度の実施状況（決算額） (単位:円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て支援医療費助成	96,701,965	94,838,279	113,246,106	134,802,768
ひとり親家庭医療費支給	43,830,880	50,758,375	47,292,135	48,496,807

※ひとり親家庭医療は H25 年 8 月から父子家庭も対象に含む。

〔７〕遊び環境の状況

（１）児童館の利用状況

児童館については、利用状況に変動がみられ、平成 25 年度の利用者は 7,875 人となり、平成 22 年度に比べて 1,162 人減少しています。

■ 児童館の利用状況 (単位:人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼児	183	146	239	166
小学生	7,913	6,768	7,014	7,254
中学生	670	303	491	244
高校生	101	190	77	47
その他	170	171	192	164
総 計	9,037	7,578	8,013	7,875

資料：北開田児童館 各年年度末現在

(2) 公園の状況

公園の状況をみると、総合公園の面積が平成23年度に増加しており、街区公園の数が年々増加しています。

■公園の状況

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総合公園 (西山公園)	園数	1	1	1	1
	面積(㎡)	40,958	41,545	41,545	41,545
地区公園 (長岡公園)	園数	1	1	1	1
	面積(㎡)	39,572	39,572	39,572	39,572
近隣公園 (勝竜寺城公園)	園数	1	1	1	1
	面積(㎡)	13,587	13,587	13,587	13,587
街区公園	園数	211	214	224	226
	面積(㎡)	83,736	83,903	86,147	86,693

資料：公園緑地課

〔8〕地域子育て支援拠点事業の状況

親同士の交流の場の創出や、悩みを気軽に相談できる環境を整備します。

長岡京市の中学校区に1か所あり、市内に4か所の地域子育て支援施設があります。

(1) 地域子育て支援センター事業の状況

地域子育て支援センター事業は、子育て家庭の支援活動を担当する専任職員を配置し、子育て家庭等に対する子育て不安に関する相談指導を行ったり、地域での子育て支援を実施する事業です。

現在、本市では開田保育所（愛称／「エンゼル」）と深田保育所（愛称／「たんぽぽ」）の2か所に設置しており、毎年多くの親子が利用し、延べ利用者数は年々増加しています。

また、同センターにおける相談件数は年々増加しています。相談内容については、基本的な生活習慣や育児方法に関することが多くなっており、子育ての基本的な事柄に関する不安・悩みを抱いている保護者がみられます。

■地域子育て支援センターの状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置箇所数(か所)	2	2	2	2
延利用者数(人)	11,583	10,894	13,773	14,810

資料：長岡京市地域子育て支援センター

■地域子育て支援センターにおける相談内容 (単位:件)

育児相談	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
基本的生活習慣	224	235	330	403
発育・発達	127	167	167	159
病気	40	53	70	68
生活環境	10	21	4	168
育児方法	232	278	522	436
事故	0	0	4	2
その他	305	355	337	368
合計	938	1,109	1,434	1,604

(2) つどいの広場の状況

本市では、子育て中の親子が気軽に集い、語り合ったり、子育てについての悩みや相談を保育士や専門講師に気軽にできる場として、つどいの広場を開催しています。

平成 25 年度現在、民間保育園の海印寺保育園“さんさんの会”とNPO法人いんふぁんと room さくらんぼ“さくらんぼ”の2か所で行っており、利用者は“さんさんの会”が2,605人、“さくらんぼ”が3,393人となっています。

■海印寺保育園 “さんさんの会” (単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳児	1,009	893	798	1,039
1歳児	1,451	891	1,046	869
2歳児	637	887	835	697
合計	3,097	2,671	2,679	2,605

■いんふぁんと room さくらんぼ “さくらんぼ” (単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳児	783	1,032	925	1,080
1歳児	1,032	1,699	1,420	1,025
2歳児	1,228	1,323	1,143	1,288
合計	3,043	4,054	3,488	3,393

〔9〕ファミリーサポートセンター事業の状況

ファミリーサポートセンター事業は「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織です。

会員数は、概ね増加しており、平成25年度末で依頼会員461人、提供会員191人、両方会員101人となり、子育て支援をおこなっております。。

平成23年度より延べ利用時間、1回あたり利用時間と1人あたり利用時間は増加傾向にあります。活動内容では保育所・幼稚園や学童保育の迎え及び帰宅後の預かりが多くなっています。

■ファミリーサポートセンターの状況 (単位：件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員数 (累計)	依頼	405	411	416	461
	提供	166	182	187	191
	両方	95	87	88	101
延利用件数		2,130	2,124	2,697	2,414
実利用件数		389	381	435	410
延利用時間		2,927	2,803	3,621	3,693
1回あたり利用時間 *1		1.3 時間	1.3 時間	1.3 時間	1.5 時間
1人あたり利用時間 *2		7.5 時間	7.3 時間	8.3 時間	9 時間

*1 延利用時間／依頼会員延数

*2 延利用時間／延利用件数

■活動状況 (単位：件)

内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①保育所・幼稚園の登校前預かり及び送り	355	301	340	73
②保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	708	696	769	622
③保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	0	1	1	22
④学童の登校前の預かり及び送り	8	23	2	2
⑤学童の放課後の預かり	116	126	188	55
⑥学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	258	334	642	777
⑦学童保育からの帰宅後の預かり	193	190	291	249
⑧子どもの病後時の援助	1	0	0	2
⑨子どもの習い事等の場合の援助	303	309	395	507
⑩保育所・学校等休み時の援助	42	40	50	64
⑪保育所等施設入所前の援助	0	0	0	0
⑫保育者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	39	7	7	3
⑬保育者等の求職活動中の援助	0	0	0	0
⑭保護者の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助	75	87	9	22
⑮保護者等の外出の場合の援助	8	8	1	3
⑯保護者等の病気その他急用の場合の援助	24	2	2	14
⑰その他	0	0	0	1
1)保護者が通学、資格取得時の援助	0	0	0	0
2)保護者が介護援助する時の援助	0	0	0	0
3)その他	0	0	0	0
合 計	2,130	2,124	2,697	2,416

7 学校の状況

〔1〕小学校・中学校の状況

本市の小・中学校に通学する児童・生徒数をみると、平成 25 年度に小学校は1学級平均約 25 人、中学校は平均約 30 人となっています。

小学校児童数は平成 24 年度から減少しており、平成 25 年度は 4,525 人となっている一方、中学校生徒数は増加しており、平成 25 年度は 2,093 人となっています。

また、教職員1人当たりの児童・生徒数は、平成 25 年度に小学校で約 18 人、中学校で約 16 人となっています。

■小学校・中学校の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	学校数	10	10	10	10
	学級数	166	176	178	179
	児童数(人)	4,567	4,579	4,538	4,525
	1学級当たり 平均児童数(人)	27.5	26.0	25.5	25.3
	教職員数(人)	256	260	261	259
	教職員1人当たり 児童数(人)	17.8	17.6	17.4	17.5
中学校	学校数	4	4	4	4
	学級数	64	65	66	70
	生徒数(人)	1,989	2,019	2,065	2,093
	1学級当たり 平均生徒数(人)	31.1	31.1	31.3	29.9
	教職員数(人)	129	132	134	133
	教職員1人当たり 生徒数(人)	15.4	15.3	15.4	15.7

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

〔2〕児童・生徒をめぐる問題等

本市の小・中学校の児童・生徒に関する問題について、不登校の状況をみると、小学校児童12人、中学校生徒は36人となっており、平成22年度と比較すると小学校は同数、中学校は増加しています。

また、いじめの件数は、平成25年度現在、小学校で1,551人、中学校で158人となっています。

■長期欠席・不登校の状況 (単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不登校	小学校	12	14	15	12
	中学校	31	43	54	36

■いじめの状況 (単位:人)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
いじめ	小学校	5	8	1,446	1,551
	中学校	1	6	243	158

※平成24年度から、いじめと判断する基準に変更があったため増加している。

8 地域での子育て支援活動の状況

子育てサークルの現状

市内には、21 団体の自主グループがあり、仲間づくりや情報交換、ボランティア活動等、主に就学前児童の保護者を対象に、それぞれ独自の内容で実施しています。

■子育てサークル一覧

@6ーながおか京	NPO法人いんふぁんとroomさくらんぼ
おてんきクラブ	NPO法人ほっとスペースゆう
虹色でんしゃ	〈かぞく応援〉せきゆりていーぶらんけつと地域応援部
ふたごっち	長岡わらべうたの会
ぽっぽの会	長岡いっぱいあそぼう会
MOTHER GRACE	長岡京市障がい児学童保育「わっしょいクラブ」
ムジクリ企画	ハッピーチルドレンイマージョン

※順不同、公表している団体（平成26年度子育て情報誌掲載団体）のみ掲載

■活動内容(例)

・情報交換	先輩サポーターによる子育てに関するお話しや学習。 お母さん同士の情報交換など。
・ベビーマッサージ	ベビーマッサージを通じて、お母さん同士の交流の場の提供。 夜泣き等の悩みに対し、効果的なベビーマッサージのアドバイス。
・野外活動	長岡京市内の施設を利用し、運動会やピクニックを実施。 未就園児だけでなく、その兄弟の含め家族の交流を図る。
・体験活動	大学生の指導員を中心としたボランティアグループが、子どもたちに休み中の有意義な余暇活動を提供。
・参加者提案型	サークルに来ているお母さん達で、いろいろな遊びや工作等を考える。季節の行事(水遊び、いも掘り、どんぐり拾い)など。

※活動内容はサークルごとに異なります。

9 児童虐待に対する本市の取組み状況

〔1〕児童虐待の現状

本市における児童虐待の状況は、次のとおりとなっています。

児童虐待に対する住民の意識が高まったこともあり、児童虐待が疑われる相談の通告件数が増加しています。

また、増加傾向にある児童虐待に対応するため、関係機関相互の情報の共有と迅速な対応に努めています。

■新規相談受理件数

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待通告受理件数	44	71	54	69

■継続件数を含めた児童虐待対応件数

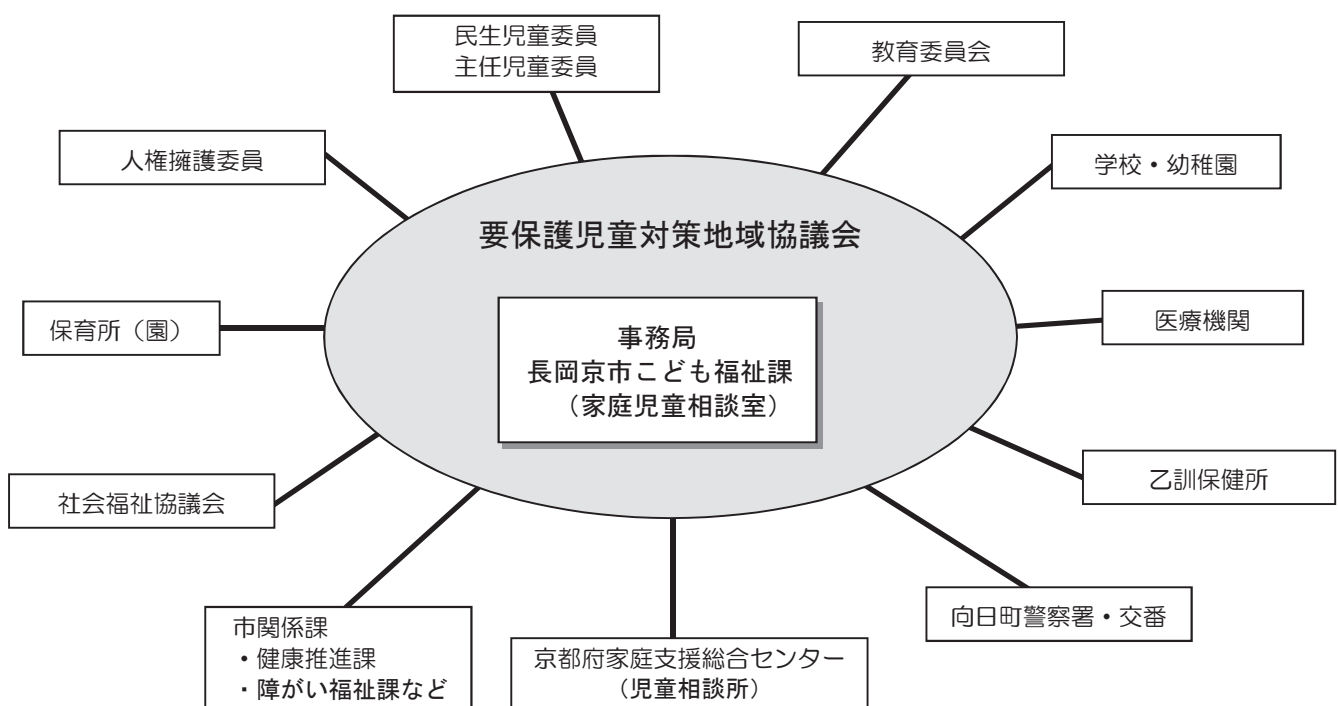
(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待対応件数(継続件数含む)	166	159	164	194

〔2〕児童虐待防止のための本市の取組みの現状

本市では、平成 12 年度に児童虐待防止対策会議を設置し、平成 19 年度から要保護児童対策地域協議会へ移行し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見・早期対応をするため、子育てに関する関係機関や団体等と連携を図り、情報の共有化と迅速な対応に努めています。

■児童虐待防止ネットワーク図（平成 26 年 4 月 1 日現在）



10 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組み状況と課題

〔1〕基本目標ごとの取り組み状況と課題

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、『次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく』を基本理念として、以下の4つの基本目標を柱に、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

- 「1. 子どもを生み、育てやすい環境づくり」
- 「2. 子育てと仕事を両立できる環境づくり」
- 「3. 地域で支える子育ての環境づくり」
- 「4. 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり」

次項より、同計画における基本目標・施策の方向ごとに、これまでの取り組み状況を総括し、本計画での課題を抽出しました。

（1）子どもを生み、育てやすい環境づくり

①親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

<主な取り組み>

- ・母子健康手帳交付時に保健師が妊婦全員に面接を行うように努めています。
- ・妊娠中の健康問題を早期に発見し適切な指導を行い、流産や早産、妊娠中毒症などを防止するため、妊婦健康診査において公費負担を行い適切な受診を受けて安心して出産できるよう取り組んでいます。
- ・両親教室は、妊婦・出産・育児に関する知識を深めるとともに、夫婦が安心して子育てを行うことを促すため、常に子育てに関する新たな情報を取り入れ、内容を充実しています。また、妊婦同士の仲間づくりに取り組んでいます。
- ・新生児家庭に対し、保健師・助産師等が訪問して健康状態の観察と相談、母子保健サービスや地域の育児支援機関等を紹介し、母子の孤立化を防ぎ、虐待を未然に防止する取り組みを、また、新たに産後うつへの観察を強化する取り組みを行っています。
- ・低出生児の新生児訪問事業は、京都府からの権限移譲を早期に取り組みました。
- ・乳幼児を病気から守るため、予防接種事業を実施しています。

<課 題>

- ・妊婦健康診査は、公費負担により安心して妊娠出産ができる環境づくりを図っていますが、今後も事業継続のため、財源確保等の体制整備が必要です。
- ・育児の孤立化を防ぎ、乳児期の育児不安の解消のため、妊娠期からの仲間づくりの機会である両親教室等では、育児に対するイメージがえがきやすいような支援が必要です。
- ・新生児訪問事業は、産後うつへの対応や育児不安を軽減するためにも出産後早期にまた、全数訪問を目標に実施していますが、支援が必要な家庭への対応が課題となっています。

- ・乳幼児の予防接種は年々接種可能なワクチンの種類が増え、安全に予防接種が受けられるように支援するとともに、医療機関と連携した体制整備が引き続き求められています。

②支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

＜主な取り組み＞

- ・子どもの疾病や発達課題を早期に発見し、子どもの状況の理解をすすめ、不安の軽減や適切な対応ができるよう保護者の相談対応や支援に取り組んでいます。
- ・ことばの相談・心理発達相談においては、発達の遅れや発達障がいのある（疑いを含む）子どもの発達相談を希望される保護者相談に応じています。
- ・地域子育て支援センターに発達相談員と保健師が出向き、保護者や保育士からの育児や発達の相談に応じています。
- ・長岡京市要保護児童対策地域協議会においては、児童虐待に関する広報・啓発活動を行う事により虐待に関する認識が広がり、各関係機関や地域住民の協力も得られるようになってきています。
- ・子育て講演会は、子どもの発達についての啓発と発達障がい児等への支援について保護者や地域住民の理解が得られるよう行っています。
- ・ひとり親家庭の自立促進及び家族間の交流事業等を行っている母子福祉団体への継続的な支援を実施しており、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援相談事業と併せて、ひとり親家庭の支援に取り組んでいます。
- ・障がい児等に関する取り組みでは、一人ひとりが適切なサービスを利用できるように、障がい児通所支援利用希望者全員に、担当の相談員（相談支援専門員）による、障がい児支援利用計画が作成されることを実現するために相談支援体制の整備に努めています。

＜課 題＞

- ・発達に課題のある子どもの就学前の相談は増加傾向にあり、相談希望に対し適宜対応することが困難な状況があります。相談体制の充実が求められます。
- ・障がい児保育（発達支援保育）や障がい児等相談支援、障がい児通所支援事業等相談支援や療育機関との連携が引き続き求められています。
- ・母子自立支援相談事業では、母子の相談内容が複雑で広範囲に及ぶため、相談員等の幅広い知識が必要となります。

③地域で安心・安全に子育てができる環境づくり

＜主な取り組み＞

- ・通学安全対策事業として、私道や私有地を含む交通安全施設の整備に向け検討を重ねています。
- ・幼児、小・中学校交通安全教育のため、関係機関との連携づくりを推進しています。

＜課 題＞

- ・通学安全対策事業は、地権者の同意と協力を要するので実施困難な場合もあり、府道や交通規制に係る整備は市の管轄外であるため、実現が難しくなっています。

- ・交通安全の普及は市のみならず、交通教育実施可能関係機関（警察、交通安全団体、幼稚園、保育園（所）、小・中学校）と保護者（家庭）の連携のもと、地域での見守り等を実施しています。今後、交通安全教育では成果の表現方法を模索することが課題となっています。

④子育ての経済的負担の軽減

<主な取り組み>

- ・就学援助支援事業について、経済的に困窮している児童生徒を対象に、申請にもとづき認定を行っています。
- ・幼稚園就園助成事業、幼稚園設備補助事業、私立幼稚園心身障がい児教育振興補助金事業、乳児保育委託助成事業等により、本市における乳幼児が状況に応じて成長していけるような支援事業に取り組んでいます。
- ・乳児保育委託助成事業は、保育を必要とする児童が、適切な保育を受けられるよう認可外の保育施設等に入所した場合に保護者の負担軽減を行ない、保育の必要性のある児童が等しく保育が受けられるよう助成しています。

<課 題>

- ・就学援助については、真に援助が必要な児童生徒を把握するため、各小中学校や関係機関との連携が必要です。
- ・認可保育所への入所が適わず、入所待機となる児童が出ており、待機の解消が必要です。
- ・障がい児福祉手当としては、広報及び障がい者福祉のしおり、身体障害者手帳・療育手帳取得時や更新時における市民への制度の周知が必要です。
- ・心身障がい者扶養共済補助制度として、市町村民税所得割課税世帯に対する京都府独自減免制度が平成24年度で終了し、加入者の掛金の負担が増えています。

（2）子育てと仕事を両立できる環境づくり

①多様なニーズに対応した保育サービスの推進

<主な取り組み>

- ・一時預かり事業、延長保育事業等により、就労家庭など様々なライフスタイルに応じた市民の子育てを支援しています。
- ・弾力的できめ細かな保育サービスを提供するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を推進しています。
- ・障がいのある児童の受け入れなど保育内容の専門性と質の向上をめざした運営ができるように、保育所（園）への支援により、地域の子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進しています。
- ・ファミリーサポートセンター事業では、保護者の就労形態の多様化に対応し、地域における子育ての協力関係づくりを図っています。
- ・認可外保育所では、延長保育や休日保育、幼稚園の終了後の保育など特色のある保育運営により保護者のニーズに応えています。

- ・老朽化施設の建替えや耐震化など、安全で快適な保育環境の確保および、保育需要の増加に向け、施設や設備の維持・管理に努めています。

＜課 題＞

- ・保育ニーズの多様化により、緊急や私的等の理由による短時間及び短期間の利用や、一時保育実施事業の保育所入所待機児童に係る利用増加が見込まれ、対応策が必要となります。
- ・延長保育事業については、保育ニーズの多様化による、延長保育のニーズが高くなっており、利用児童の増加に対応した体制の整備が求められます。
- ・障がい児保育事業については、障がい児の受け入れ数が増加傾向にあり、児童の特性や障がいの程度に応じた保育を行うための施設整備の充実や、担当職員の専門性の確保が重要となります。
- ・保育所地域活動事業は、地域に開かれた保育所として、地域住民が親しみやすい事業展開と活動の啓発を行っていく必要があります。
- ・ファミリーサポートセンター事業はその需要に対応するために提供会員の比率を高める必要があります。
- ・簡易保育施設補助事業は、国や府からの補助がなく、運営状況は厳しくなりがちです。今後、保育環境の維持、向上と職員及び入所児童の処遇改善のためにも助成金等により継続的な運営支援を行うことが重要です。
- ・駅前保育施設運営助成事業は、認可保育所に準じた保育施設及び保育内容を確保していくため、経営の安定性が重要となります。
- ・病児・病後児保育については、多くの保護者に活用してもらえるよう、事業内容や利用方法などについて周知を図っていく必要があります。
- ・保育所管理運営事業として、各保育所とも老朽化が激しく、予算の範囲内で計画的な修繕を行うものの突発的な修繕が後を絶たないため、大規模な改修等の抜本的な対策が必要です。
- ・保護者が安心して保育を利用するために民間認可保育園においても、保育内容の充実をはじめ、職員の処遇並びに資質の向上、施設の維持改善を図っていく必要があります。
- ・留守家庭児童会育成事業の推進において、入会児童数の増加や施設の老朽化に伴い、施設の改修・修繕を行う必要があります。

②仕事と生活の調和をめざした取組みの推進

＜主な取組み＞

- ・男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、企業に対し仕事と子育ての両立に関する法制度の趣旨を啓発し、子育てに対する理解を促進しています。
- ・多様な働き方への支援を促すため、次世代育成支援対策推進法などについて、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図っています。

＜課 題＞

- ・男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、企業等に対して労働時間の短縮や制度整備について働きかけていく必要があります。
- ・国や府との連携のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や子ども・子育て

て支援制度について、企業や労働者に対し啓発や情報提供を進める必要があります。

③男女が共同し取組む子育ての推進

＜主な取組み＞

- ・男女共同参画社会の実現について、市民が理解を深め、自らの問題として関心を持つよう、男女共同参画フォーラムを充実し、性別による固定的な役割分担意識が払拭される男女共同参画のまちづくりを推進しています。
- ・子育ての悩みや問題は、従来の性別的な役割分担に基づくのではなく、家庭内で男女が共同して解決することが望めます。また、子育て中の市民の出会いがつながり、支えあい、自ら解決に向けて一歩が踏み出せるよう、男性の参画も含めた「子育て支援講座」を開講しています。
- ・多世代交流ふれあいセンター内の「男女共同参画フロア」では、男女共同参画を推進する活動を行う団体や、賛同する団体を支援しています。

＜課 題＞

- ・男女共同参画フォーラムは参加者が講演会等を通して、男女共同参画の視点で日常生活のあり方・考え方を振り返る機会として充実していくことが重要です。また、より多くの市民が参加しやすい事業内容や、幅広い年齢層にアプローチできる方法を検討する必要があります。
- ・子育て支援講座は、男性の育児参加も視野に入れ、男女が参加しやすいよう、開催日時の工夫や託児サービスの充実を図ります。
- ・多世代交流のふれあいが推進するよう、男女共同参画の視点から提案していきます。

（３）地域で支える子育ての環境づくり

①子育てに関する相談・援助体制の充実

＜主な取組み＞

- ・すべての子育て家庭が、地域で安心して子育てに専念できるよう保健・福祉・医療・教育などの各分野が連携し、総合的な子育て相談支援・援助体制の充実に取り組んでいます。
- ・家庭児童相談室や地域子育て支援センターや教育相談など、子育てや教育等の専門相談員による相談体制の充実に図るとともに、関係機関の連携を強化し、相談・指導体制の充実に向けて取り組んでいます。
- ・地域子育て支援センターの相談機能の充実や民生児童委員(主任児童委員)との連携を深め、保護者の悩み相談や子育て支援活動の充実に図っています。

＜課 題＞

- ・教育支援センター事業（教育相談、適応指導教室）では、複雑化・多様化・深刻化する相談内容に対応できる相談体制の充実と、就学前からの早い段階から対応することによる就学に対する安心・信頼の確保のために、就学前機関や関係行政等との連携体制を構築することが課題となっています。
- ・学習ボランティア養成・支援事業では、新規登録者を育成するとともに、継続登録者の更な

るスキルアップにつながる内容を養成講座に盛り込み、学習ボランティア養成・事業内容を更に充実させることが課題です。

- ・民間社会福祉活動振興助成事業では、新規団体に対して制度を周知徹底し、より活用しやすい制度づくりが課題です。
- ・地域福祉活動団体支援事業（民生児童委員協議会）では、個人情報保護法及び条例を適切に運用しつつ、関係者間で必要な情報共有を進めるとともに、個人が抱える課題を解決するための支援へ適切につなげ、市民との信頼関係を築いていくことが重要です。
- ・文庫連絡会補助事業では、地域の子ども達が気軽に本に親しめる機会・場としての文庫活動を担う指導ボランティアの確保と育成が重要です。

②子育てに関する情報提供の充実

＜主な取組み＞

- ・WEBコンテンツ子育てガイド管理事業では、子育てに関する情報をホームページに掲載するとともに、子育て情報誌等の配布を通じて、子育て中の親子に必要な情報発信を行っています。
- ・子育てサークルやNPO等関係機関と連携し、子育てに関する情報提供体制の整備に取り組んでいます。

＜課 題＞

- ・情報格差が起こらないように、様々な媒体を駆使した情報の受発信体制を整備し、必要な情報が必要な市民に届けられるよう、情報提供の仕組みづくりを検討するとともに、発信するコンテンツの充実を図る必要があります。

③子育てに関する学習機会の充実

＜主な取組み＞

- ・家庭における教育力の向上や子育て機能の強化を図るため、関係機関と連携し、家庭教育の充実を図っています。
- ・子育て中の親やこれから子どもをもつ人に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供とともに、家庭教育の重要性に関する啓発に取り組んでいます。

＜課 題＞

- ・子育て支援活動事業（子育てふれあいルームの開放）については、子育てボランティアでの対応力には限りがあるため、深刻な問題等を抱える参加者を想定して、他の子育て支援機関（健康推進課、こども福祉課、子育て支援センター等）と連携を取ることが課題となっています。
- ・子育て支援活動事業（幼児教室ぴよぴよクラブの企画運営）では、子育てボランティアが企画運営する幼児家庭教育学級「ぴよぴよクラブ」や、公民館職員が企画運営する「ぴよぴよクラブいべんと講座」について、参加者のニーズを捉えた企画の立案と広報の工夫で、参加者をさらに増やしていく必要があります。

(4) 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

①子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

<主な取り組み>

- ・「国際障害者デー」と「障害者週間」を啓発するとともに、障がいのある人もない人も共に交流を通じて幅広く人権を考える機会を提供する催しを開催しています。
- ・障がい者児とのスポーツ交流や障がい当事者による講演等体験型の事業など、子どもや子育て層に人権の関心が高まるよう市民などの参加を促進しています。

<課 題>

- ・障がい者児の人権を考えるひろばの来場者数を増やす工夫と合わせて、障がい者児の人権を考えるひろばに参加しない人に対しての啓発を図っていくことが必要です。

②子どもの個性と能力をのばす教育の充実

<主な取り組み>

- ・地域の身近な学校教育施設の開放を積極的に進め、子どもと大人がともに取組めるスポーツやレクリエーションの活動の場としてそれらを活用した事業を推進しています。
- ・子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実に取り組んでいます。
- ・学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、多様な体験機会を積極的に取り入れた教育内容の充実に図り、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進しています。

<課 題>

- ・自ら学び考え表現する力は、これから一層重視される能力であり、様々な課題に主体的に挑戦する機会として、又、自らの学習の成果を発表する機会として有効であり、教育支援センター事業の啓発と活用を図ることで、長岡京市の児童生徒の活躍と学びの質の向上が期待できます。
- ・小・中学校において、特別支援学級の児童生徒が増加傾向にあるため、在籍数の把握に努め、関係機関とも連携を図る必要があります。
- ・教育支援センター事業（就学指導委員会）では、審議件数が増加する中、審議体制の充実と、就学前機関・療育機関・行政機関との連携を充実させることが課題となっています。

③子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

<主な取り組み>

- ・多様な体験機会の充実のため、長岡京市少年少女発明クラブ、図書館行事推進事業などを展開しています。自然をはじめ、地域の資源や人材などを活用し、大人と子どもが協働したさまざまな体験活動や交流活動を通して、子どもの生きる力を培っています。
- ・子ども会や総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じて、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動や体験活動などを推進し、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図っています。

- ・子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備に取り組んでいます。

<課 題>

- ・長岡京市少年少女発明クラブは、限られた指導員数の中で上手く全体をコントロールできるようにしていく必要があります。
- ・図書館行事推進事業は、行事を定例化することで、利用頻度を向上させていますが、今後図書館行事推進事業はより幅広い層に働きかけられるよう未利用者の利用を増やす必要があります。
- ・自然とのふれあい事業では、スターウォッチングとして、雨天時にも天体学習会を開催しています。しかし、学習だけになると子どもには少し難しい部分もあるため、講師と相談の上、より分かりやすい学習内容を検討する必要があります。
- ・児童館各種体験学習教室事業は、少子化や子ども達の生活環境、社会変化などに対応して、事業の実施形態などを検討する必要があります。
- ・指導者育成事業としては、少子化による子どもの人数の全体的な減少や、地域における関わりの希薄化が進行する中で、地域子供会活動も弱体化傾向にある状況下において次代を担うリーダーの人材の発掘が必要です。

④子どもの健全な成長を支援する環境の充実

<主な取り組み>

- ・家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成を図るまちづくりを推進しています。
- ・定職に就かない若い世代に対しては、職業観・勤労意識を培う事業を推進しています。

<課 題>

- ・青少年健全育成推進協議会事業は、活動の基本は地域密着型であり、各校区の各種団体で積極的に企画・運営する事業の実施が重要となっています。

⑤子どもが安心・安全に暮らせる環境の充実

<主な取り組み>

- ・子どもや高齢者、障がいのある人を含めたすべての市民の安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関に働きかけ、歩道及びその他の交通安全施設の整備に努めています。
- ・「地域の子どもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが犯罪などに巻き込まれないよう、安全確保についての取り組みを推進しています。

<課 題>

- ・通学安全対策事業、幼児、小・中学校交通安全教育の具体化が課題となります。
- ・日常的な見守り、パトロール等、地域における活動支援が求められます。

〔2〕計画の数値目標と進捗状況

(1) 通常保育事業

保護者が働いていたり、病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所において保育を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
定員(人)	1,200	1,261	105.0%
入所者数	1,121	1,353	120.6%

(2) 特定保育事業

保護者のパートタイムなどの就労により保育が困難な就学前児童について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業としてされていますが、長岡京市では一時預かり事業で対応しています。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
単位	—	—	—

(3) 延長保育事業

保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間(11 時間)を超えて保育所で子どもを預かってほしい場合に時間を延長して保育を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	3	3	100.0%
延利用者数	620	501	80.8%

(4) 夜間保育事業

開所時間がおおむね午後10時までの時間もしくはそれを超えて保育を行う事業を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1	1	100.0%
人	39	1.1(/月平均) 延利用者数 13	33.3%

(5) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、子どもに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、子どもを児童養護施設等で預かる事業に取り組んできました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1	1	100.0%
人	3	0	0.0%

(6) 休日保育事業

就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1	1	100.0%
人	39	8.0(/月平均) 延利用者数 96	246.1%

(7) 病児・病後児保育事業

現在保育所等に通所中の子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ当面症状に急変が認められない場合（病児）、「回復期」にあり集団保育できない場合（病後児）、一時的に保育を行う事業として取り組んできました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1(病児)	1	100.0%
	1(病後児)	1	100.0%
定員数	4(病児)	4	100.0%
	4(病後児)	4	100.0%

(8) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

就労等の理由で、昼間、保護者が不在である概ね 10 歳未満の児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業として実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	13	12	92.3%
人	652	647	99.2%

(9) 地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型）

乳幼児と保護者の交流の場の提供と交流の促進、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講習会等を行っている事業です。

支援センターでは子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、関係機関や子育て支援団体等と連携し、地域に出向いた活動を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	4	4	100.0%

(10) 一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に子どもを保育所で預かる事業を実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	5	6	120.0%
延利用日数	4,600	4,538	98.6%

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間（7日間程度）預かり、保護者に代わって児童の養育を行う事業として実施してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1	1	100.0%
人	3	2 (延べ 28 日利用)	66.7%

(12) ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織として事業を展開してきました。

	目標事業量	平成 25 年度 (実績)	目標事業量に 対する達成率
実施か所	1	1	100.0%

11 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査実施概要

本市では、計画策定に向け、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」を実施しました。

■実施要項

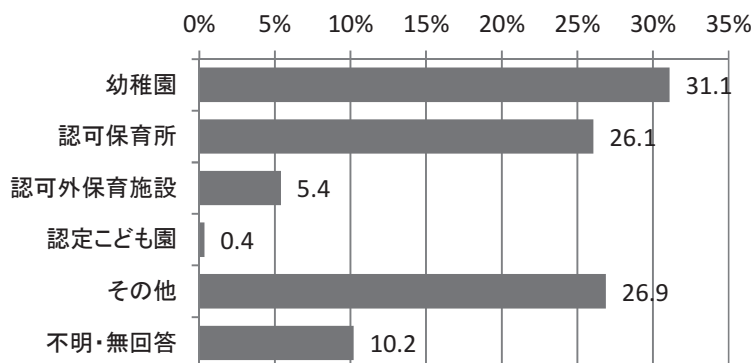
調査地域	長岡京市全域
調査対象	長岡京市内在住の「未就学児」の世帯・保護者 (就学前児童調査) 1,400 人 長岡京市内在住の「小学生」の世帯・保護者 (小学生調査) 1,200 人
調査期間	平成 26 年 1 月 10 日～1 月 27 日
調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ世帯を無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収
回収結果	就学前児童調査：852 件（回収率：60.9%） 小学生調査：716 件（回収率：59.7%）

(2) 調査結果概要

①通所・通園状況

就学前児童調査結果によると、日常的に通っている施設は、「幼稚園」が最も高く（31.1%）、次いで、「認可保育所」（26.1%）、認可外保育施設（5.4%）となっています。

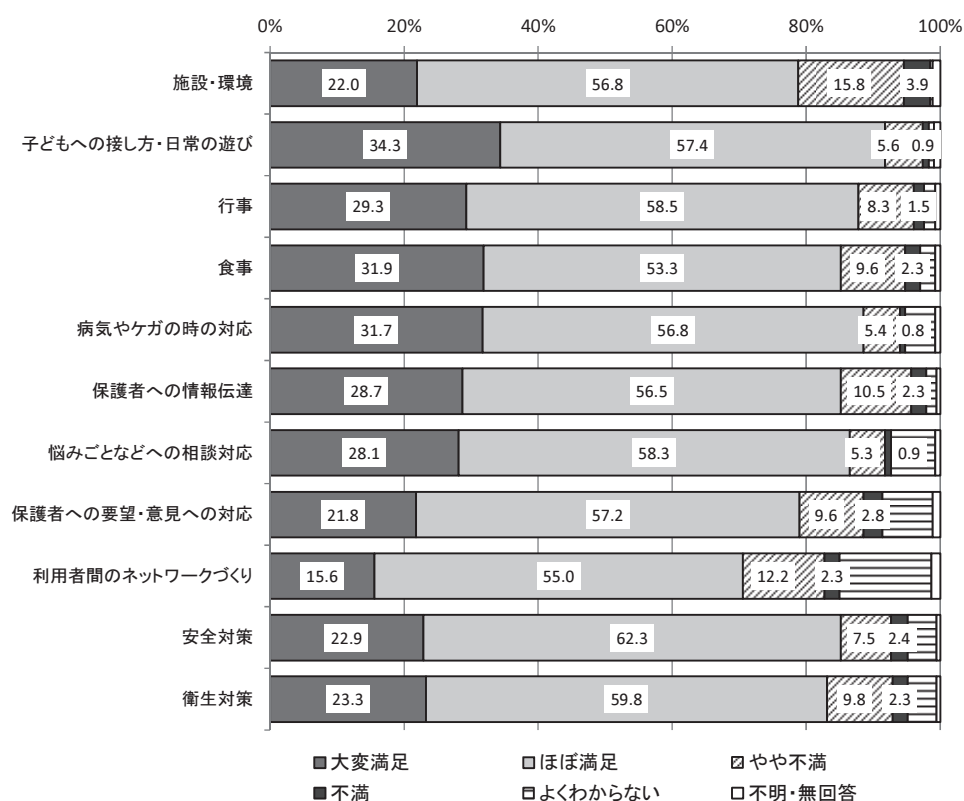
■お子さんが日常的に通っている施設[就学前児童（N＝852）]



通っている施設の『満足』（「大変満足」と「満足」の合計）が高いのは、「子どもへの接し方・日常の遊び」（91.7%）、「病気やケガの時の対応」（88.6%）、「行事」（87.8%）などとなっています。

『不満』（「不満」と「やや不満」の合計）が高いのは、「施設・環境」（19.7%）、「利用者間のネットワークづくり」（14.4%）などとなっています。

■ お子さんが日常的に通っている施設の満足度[就学前児童（N=533）]

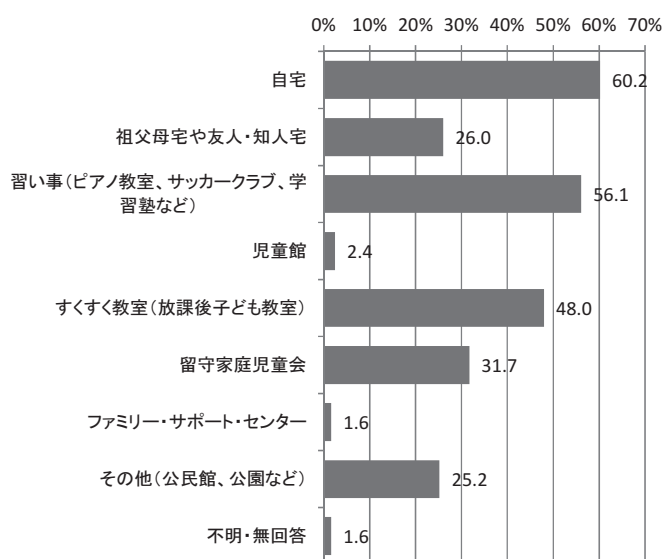


②放課後の過ごし方

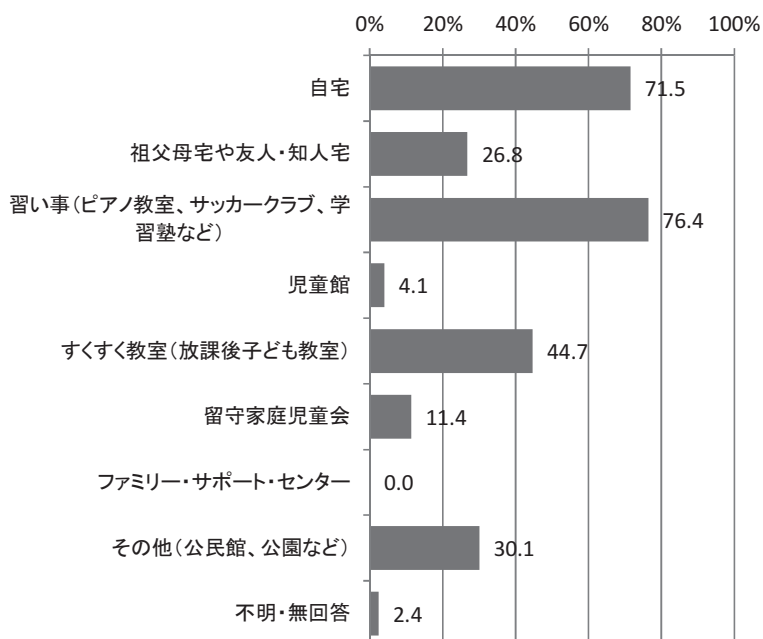
就学前児童調査において平成26年度子どもが就学する保護者に対して、低学年（小学校1～3年生）の間に放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が最も高く（60.2%）、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（56.1%）、「すくすく教室（放課後子ども教室）」（48.0%）、「留守家庭児童会」（31.7%）などとなっています。

高学年（小学校4～6年生）の間に放課後に過ごさせたい場所は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も高く（76.4%）、次いで、「自宅」（71.5%）、「すくすく教室（放課後子ども教室）」（44.7%）などとなっています。

■放課後に過ごさせたい場所（小学1～3年生の間）[就学前児童（N=123）]

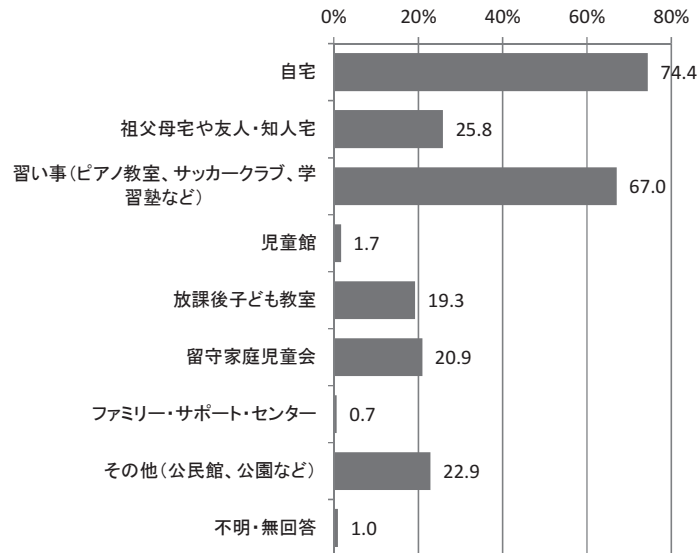


■放課後に過ごさせたい場所（小学4～6年生の間）[就学前児童（N=123）]



小学生の保護者にたずねた平日の放課後の過ごし方は、「自宅」が最も高く（74.4%）、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（67.0%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（25.8%）などとなっています。

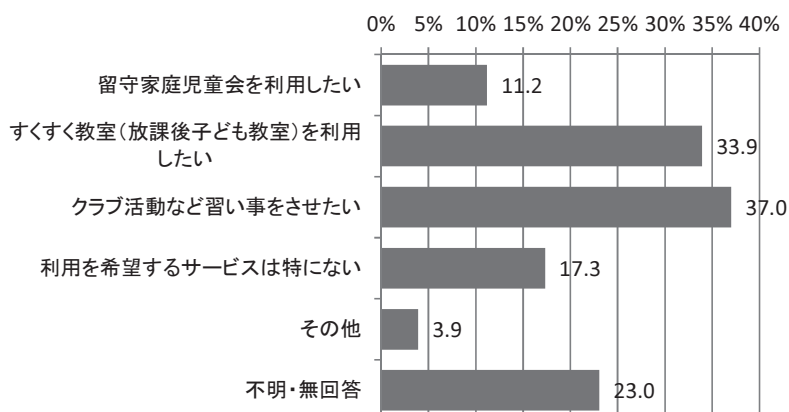
■放課後、過ごしている場所[小学生] (N=716)



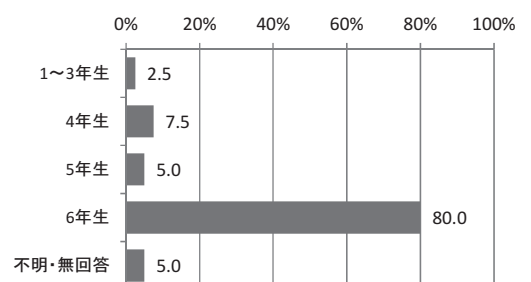
小学校4年生以降の過ごし方は、「クラブ活動など習い事をさせたい」が最も高く（37.0%）、次いで、「すくすく教室（放課後子ども教室）を利用したい」（33.9%）、「利用を希望するサービスは特にない」（17.3%）、「留守家庭児童会を利用したい」（11.2%）となっています。

「留守家庭児童会を利用したい」と回答した方に、留守家庭児童会を何年生まで利用したいかをたずねたところ、「6年生」が最も高くなっています（80.0%）。

■小学校4年生以降の過ごし方の希望 (N=716)



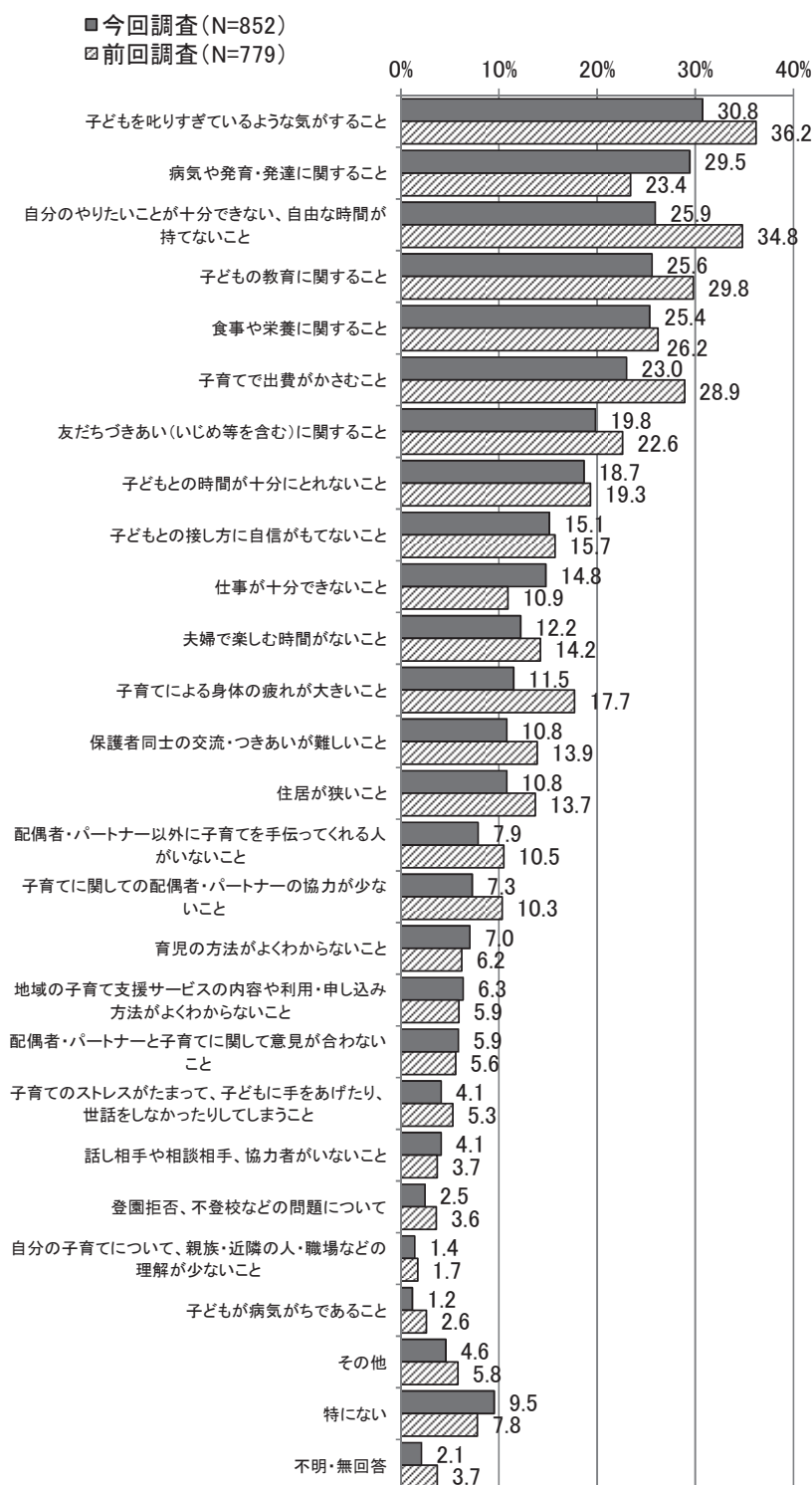
■留守家庭児童会の利用希望期間 (N=80)



③子育てに関する悩みや不安

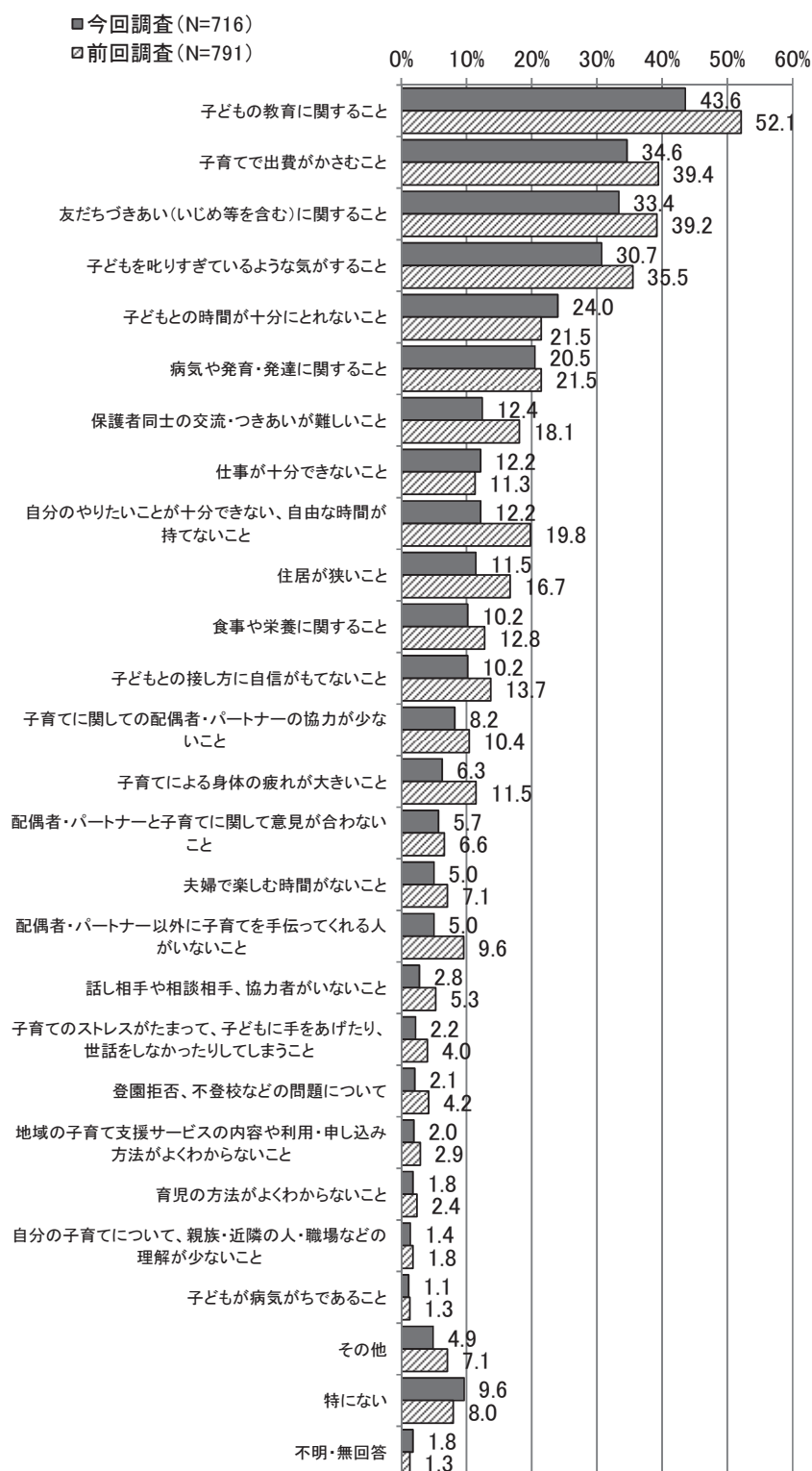
就学前児童の保護者にたずねた日常悩んでいることや不安に思っていることは、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが最も高く（30.8%）、次いで、「病気や発育・発達に関すること」（29.5%）、「自分のやりたいことが十分できない、自由な時間が持てないこと」（25.9%）、「子どもの教育に関すること」（25.6%）などとなっています。

■ 悩み・不安[就学前児童]



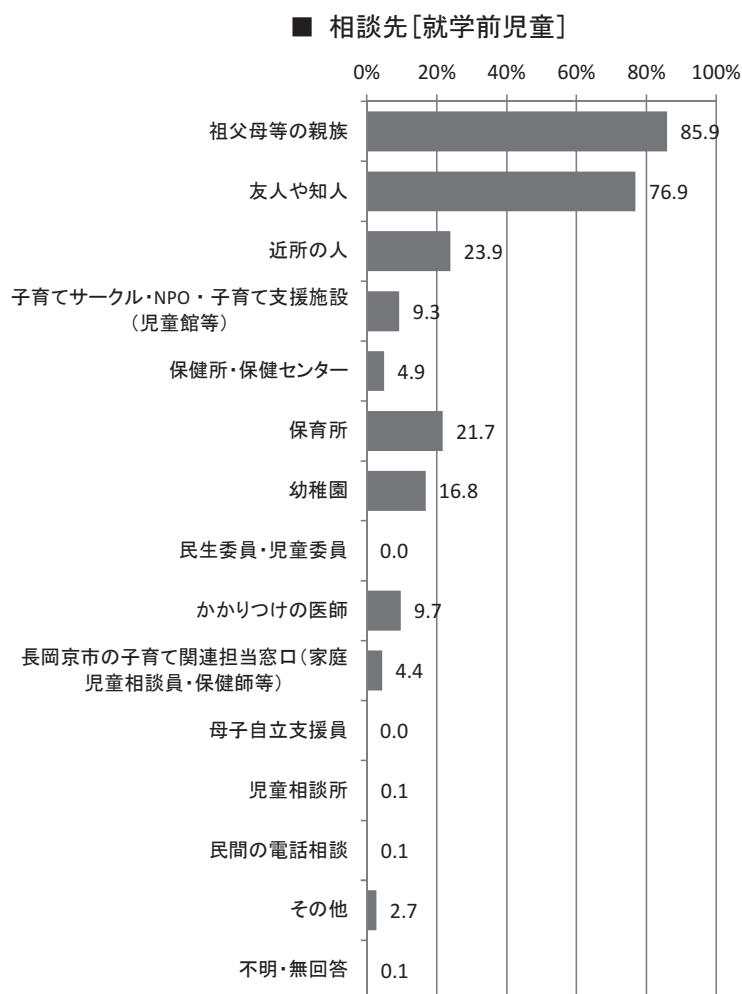
小学生の保護者にたずねた日常悩んでいることや不安に思っていることは、「子どもの教育に関すること」が最も高く（43.6%）、次いで、「子育てで出費がかさむこと」（34.6%）、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」（33.4%）となっています。

■ 悩み・不安[小学生]

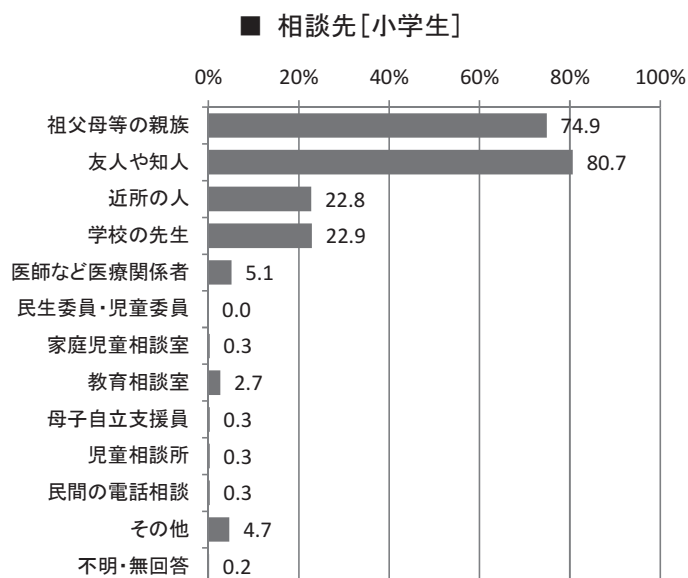


④子育てに関する悩みや不安の相談先

就学前児童の保護者にたずねた相談先は、「祖父母等の親族」（85.9％）が最も高く、次いで「友人や知人」（76.9％）などとなっています。



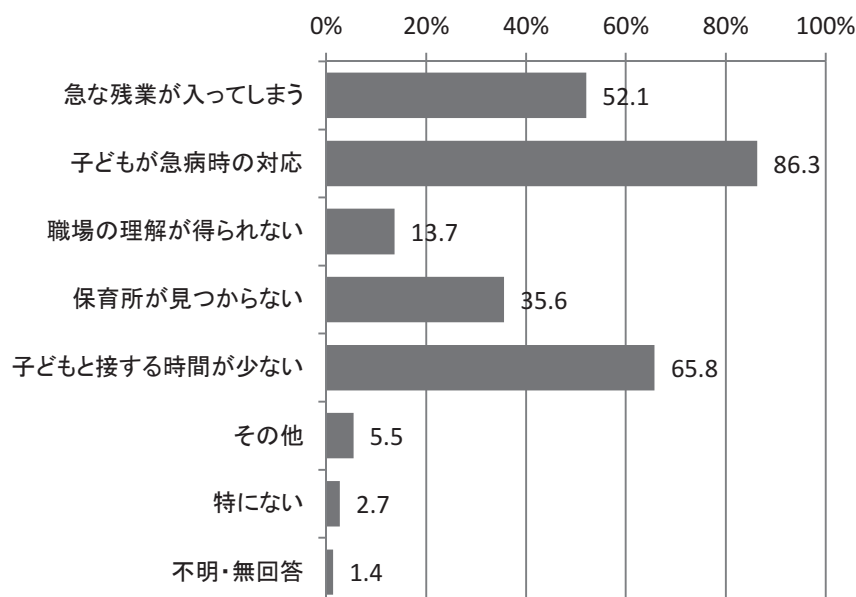
小学生の保護者にたずねた相談先は、「友人や知人」（80.7％）が最も高く、次いで「祖父母等の親族」（74.9％）などとなっています。



⑤仕事と子育ての両立において大変なこと

就学前児童の保護者にたずねた仕事と子育ての両立で大変と感じることは、「子どもが急病時の対応」(86.3%)が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(65.8%)などとなっています。

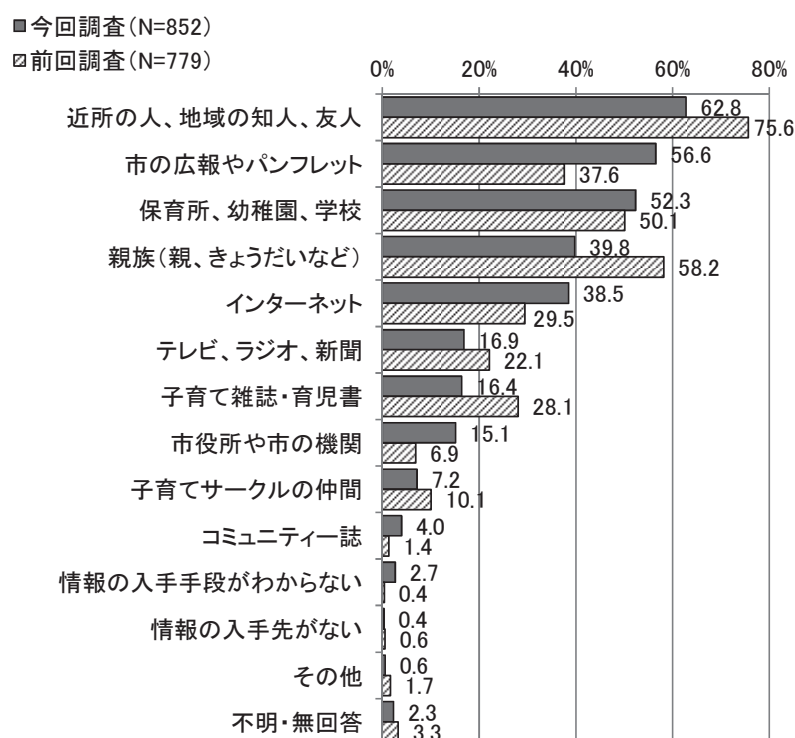
■仕事と子育ての両立で大変と感じること[就学前児童] (N=73)



⑥子育て情報の入手先

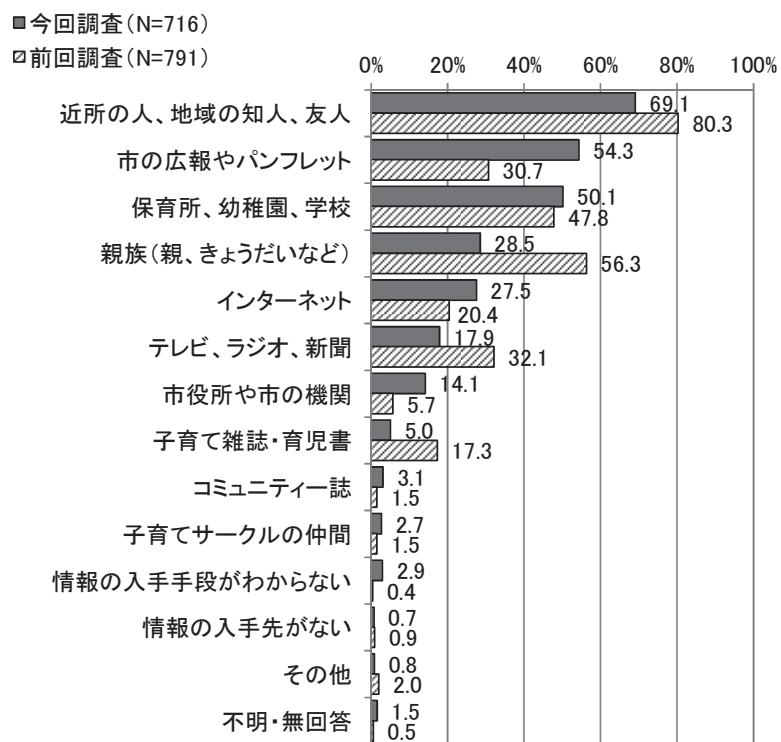
就学前児童の保護者にたずねた子育て情報の入手先は、「近所の人、地域の知人、友人」が最も高く(62.8%)、次いで、「市の広報やパンフレット」(56.6%)となっています。

■情報の入手先[就学前児童]



小学生の保護者にたずねた子育て情報の入手先は、「近所の人、地域の知人、友人」が最も高く（69.1％）、次いで、「市の広報やパンフレット」（54.3％）となっています。

■情報の入手先[小学生]



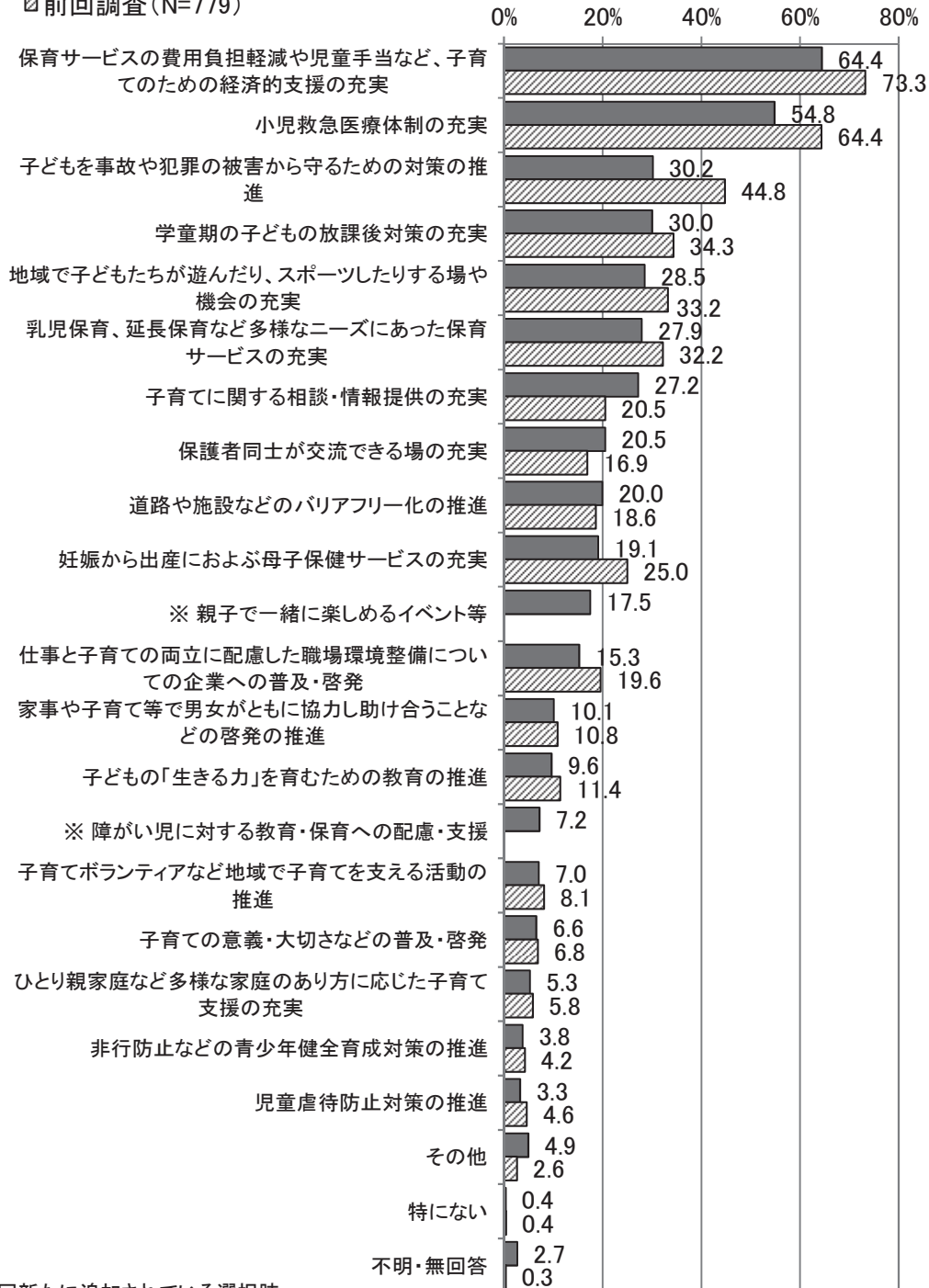
⑦子育て施策

就学前児童への調査結果によると、市に期待する子育て施策は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が最も高く（64.4%）、次いで、「小児救急医療体制の充実」（54.8%）となっています。

■子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること〔就学前児童〕

■今回調査(N=852)

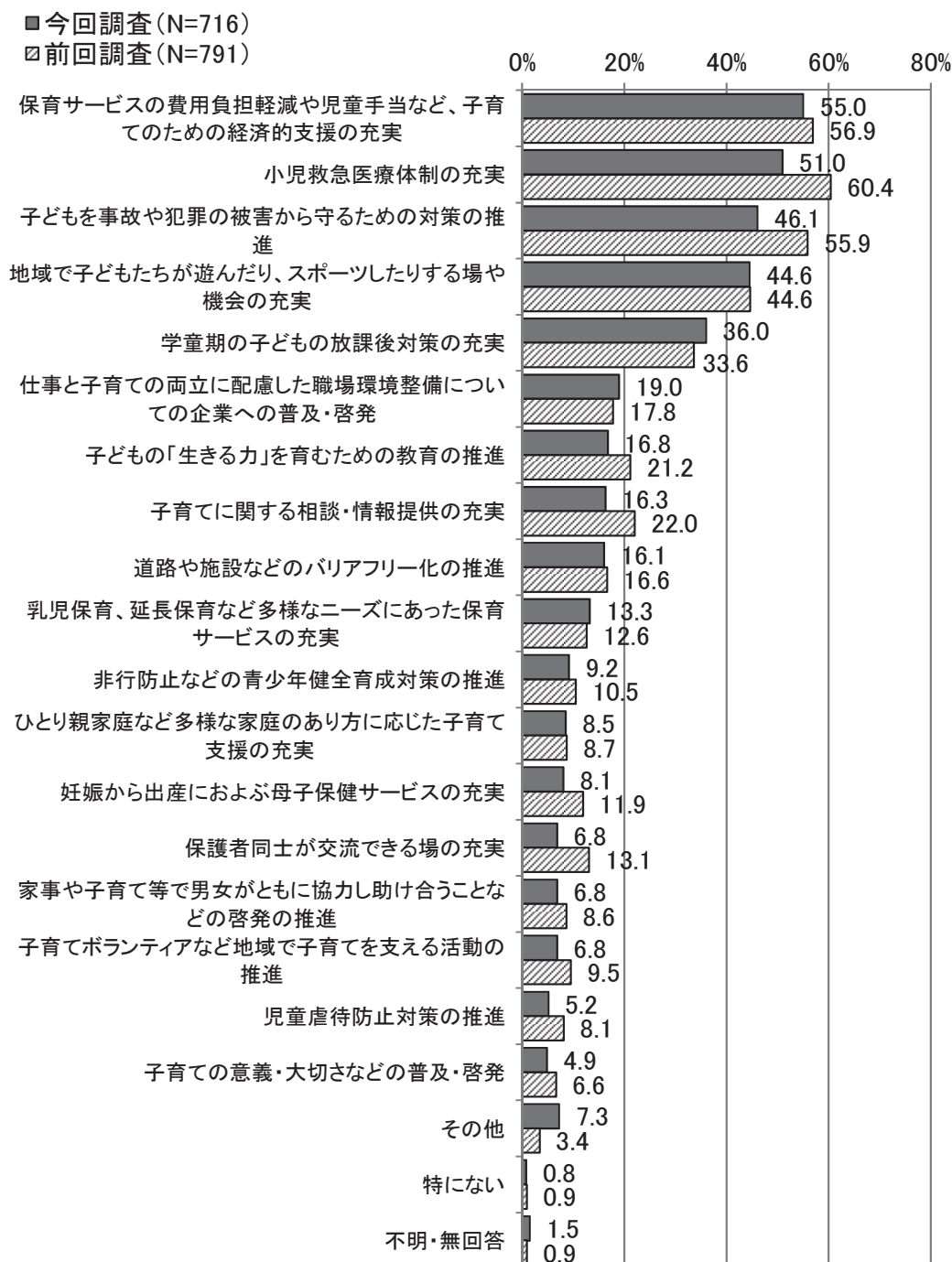
▨前回調査(N=779)



※ 今回新たに追加されている選択肢

小学生調査の結果によると、市に期待する子育て施策は、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が最も高く（55.0%）、次いで、「小児救急医療体制の充実」（51.0%）となっています。

■子どもを健やかに生み育てるために、市に期待すること〔小学生児童〕



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

**未来に向けて、安心して子どもを生み、
健やかに育てる、夢のあるまち 長岡京市**

市ではこれまでも、「次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」という次世代育成支援行動計画の基本理念の実現に向け、子ども及び子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもの人権が守られ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の協働と連帯でつくり上げていきます。

前回の計画：次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念

次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく

前回の計画：次世代育成支援行動計画（後期計画）の市として取り組むべき方向

- ▼ 「子育て」「育ち」「親育ち」そして「地域育ち」を応援する。
- ▼ 子育て家庭への支援を通じ、子どもを生み育てやすい環境を創出する。
- ▼ 子育てに励む親への支援や親子を取り巻く地域の自主的な取組みを促進する。

※子育て・・・子ども自身が心身ともに成長する力
 子育て・・・子どもの自立を手助けすること
 親育ち・・・子どもが自立する過程（子育て）を通じて親自身も成長すること

2 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の4つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり

基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

基本目標4 子育てを社会で支える環境づくり

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

市民が不安や負担を感じることなく、安心して出産や子育てができるまちの実現を目標に取り組みます。

- ◎次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されるように取り組みます。
- ◎子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境の整備を進めます。
- ◎子どもたちが自然や人々との関わりを通して、人間関係や社会のルールなどを学び、社会性や自主性、感性を育ていけるよう、さまざまな体験活動や異年齢の交流ができる環境や遊び環境の充実を図ります。

基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり

子育てをする親が社会や地域とのつながりの中で親としての自信と責任を持ち、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できるまちの実現を目標に取り組みます。

- ◎妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療体制の充実など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。
- ◎子どもを安心して生み育てることができるよう、近所の子どもたちが集まる身近な公園や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、子育てしやすい居住環境の整備など、ハード・ソフトにわたる子育てを支援する生活環境の整備を進めます。
- ◎交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりのため、地域ぐるみであらゆる要因を速やかに取り除き、事故や犯罪を未然に防ぐ地道な取り組みを推進していきます。

基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

市民が仕事と生活の調和を図りながら、子育てと仕事を両立できるまちの実現を目標に取り組みます。

- ◎すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・府や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度や関連制度などの情報提供により意識啓発に取り組みます。
- ◎これまでの働き方を見直し、すべての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会、また子育てしながら働きやすい環境づくりをめざし、市民や事業所などに対し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する考え方の普及・啓発を推進します。
- ◎社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男女ともに家庭でしっかりと子どもと向き合う時間を持ち、育児参加する機運の醸成を図ります。

基本目標4 子育てを社会で支える環境づくり

子ども自身が生まれてきたことに感謝や喜びを感じ、自立心を養い、自他とも大切に思う気持ちを育むことで、次代を担う世代となるための基礎づくりができるまちの実現を目標に取り組みます。

- ◎より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭には生活支援を、その他の支援が必要な児童には福祉サービスなどの取り組みを進めています。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。
- ◎子育てに関わるすべての人が安心して子育てできるよう、子育て相談支援機能の充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、地域ぐるみの子育て支援を充実していきます。



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

■施策体系

基本目標	施策の方向	主要施策
1 子どもが健やかに育つ環境づくり	(1) 子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり	①生命・人権を大切にする教育・保育の推進 ②子どもの意見表明・意見反映の機会の提供
	(2) 子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実	①地域に開かれた学校づくりの推進 ②生きる力を育む学校教育の推進 ③特別支援教育の充実
	(3) 子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実	①多様な体験機会の充実 ②スポーツ・レクリエーション活動の充実 ③遊び環境の整備・充実
	(4) 子どもの健全な成長を支援する環境の充実	①子どもの自立を促す支援事業の推進 ②子どもの健全育成活動の推進
2 子育て家庭を支える環境づくり	(1) 親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり	①安心・安全な妊娠・出産及び不妊治療のための支援 ②母子の健康保持・増進のための支援 ③食育の推進 ④歯科保健対策の充実 ⑤思春期保健対策の充実 ⑥小児医療体制の充実
	(2) 地域で安心・安全に子育てができる環境づくり	①子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり ②交通安全対策の推進 ③子どもと子育て家庭にとって安心・安全な居住環境づくり ④子どもが犯罪等にまきこまれない地域づくり ⑤災害時に強い地域づくり
	(3) 子育ての経済的負担の軽減	①医療費等の助成 ②就園・就学の助成 ③保育料の適正化 ④各種手当等の支給 ⑤奨学金等の普及・啓発

基本目標	施策の方向	主要施策
3 子育てと仕事を両立できる環境づくり	(1) 保育サービスの充実	①保育サービスの充実 ②保育所施設の整備・充実 ③保育所運営に対する支援 ④放課後児童対策の充実
	(2) 仕事と生活の調和の実現をめざした取組みの推進	①継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発
	(3) 男女が共同し取り組む子育ての推進	①男女共同参画に関する意識啓発、活動への支援の推進 ②男性の子育て・家庭生活への参加促進
4 子育てを社会で支える環境づくり	(1) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり	①児童虐待防止の推進と要保護児童への支援 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③貧困家庭への支援の充実 ④障がい児等の療育体制の充実
	(2) 子育てに関する相談・援助体制の充実	①子育てに関する専門機関における相談機能の充実と連携の強化 ②地域等における子育て相談支援機能の充実 ③子育て支援のためのネットワーク化の推進
	(3) 子育てに関する情報提供の充実	①多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進
	(4) 子育てに関する学習機会の充実	①家庭教育の情報提供と機会の充実 ②親子のふれあい体験機会の充実 ③親意識の醸成

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

施策の方向

(1) 子どもの人権尊重の視点に立つ環境づくり

施策目標

■市民すべてがあらゆる場面において、子どもの権利に対する理解を深め人権意識を高める取組みを通じ、子どもの人権を常に尊重し、その健全な育ちを支える環境を整えます。

【主要施策】

① 生命・人権を大切にする教育・保育の推進

就学前から学校教育・生涯学習に至るまで、子どもの権利に関する理解を深め、人権意識を高めていくための人権教育・保育の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
障がい者児の人権を考える市民のひろば	障がい者（児）との交流や人権について考える機会を創出することを通して人権意識の醸成を図り、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重される環境づくりに努めます。	障がい福祉課
人権教育・啓発推進	人権週間にあわせて人権啓発に関する標語・ポスター・作文を募集し、2月に開催する「人権問題研究市民集会」の場で表彰式と入賞作品の展示を行い、人権意識の普及・高揚を図ります。	生涯学習課
発達支援保育実施事業（人権教育）	障がいのある子もない子も共に助け合い、支え合って生きること学び、共に育ち合う保育を通して豊かな人間性を育みます。	こども福祉課

② 子どもの意見表明・意見反映の機会の提供

次代を担っていく子ども自身が、地域社会に対し、普段考えていることや意見を、子どもの視点から積極的に発言し、意見表明できる機会を関係機関の連携により提供し、子どもの視点を積極的に取り入れます。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
わたしの主張発表会	小学生・中学生が日常生活の中で考えていることや感じていること、また、大人や社会に向けて訴え、主張したいことを発表する機会として「わたしの主張発表大会」を開催します。	教育支援センター

（２）子どもの個性と能力を伸ばす教育の充実

施策目標

- 学校は、基礎学力の向上や子どもが主体的・自律的に行動する力を養うことができるよう教育内容を創意工夫することにより、子どもの個性と能力を伸ばす教育に積極的に取り組み、地域に開かれた専門的な教育機能を充実させます。

【主要施策】

① 地域に開かれた学校づくりの推進

地域の身近な学校教育施設の開放を積極的に進め、子どもと大人がともに取組めるスポーツやレクリエーションの活動の場としてそれらを活用した事業の推進を図ります。

② 生きる力を育む学校教育の推進

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

また、学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、多様な体験機会を積極的に取り入れた教育内容の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
英語暗唱大会、小学生アイデア作品展	子どもたちの主体的な活動や学びが一層促進できるよう、学習成果としての「英語暗唱大会」や「小学生アイデア作品展」を一般市民等に向け開催します。	教育支援センター

③ 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けて自主性を育て遊びや学びを支援するという視点に立った教育を推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
就学指導委員会	子どもたちの就学について、障がいの種別・程度、望ましい学習環境等を専門的な見地から総合的に判断し、適切な就学について審議を行う就学指導委員会を運営します。 なお、就学についての見解を判断するだけに止まらず、就学に係る継続的な支援機能の充実に努めます。	教育支援センター



（３）子どもの社会性を育む遊び・交流の場の充実

施策目標

- 子どもに豊かな心やねばり強く生きる力が育まれるように、地域の特性や特色を生かした体験学習や交流活動などの機会の充実を図ります。

【主要施策】

① 多様な体験機会の充実

自然をはじめ、地域の資源や人材などを活用し、大人と子どもが協働した様々な体験活動や交流活動を通して、子どもの生きる力を培います。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
長岡京市少年少女発明クラブ	子どもたちに科学的な興味と関心をもたせる場を提供し、科学的なものの見方や物づくりの工夫・発想を醸成するとともに、市内小学校間の交流を目的に実施します。	中央公民館
えほんのひろば、子どもの広場、おはなしとブックトークの会、身近な科学遊び、えほんとおそぼ	図書や読書に関連する行事を行うことを通じ、本との出会いの場を提供し、読む習慣を育成するとともに、本の読み聞かせ等を通じ、子どもの情緒を豊かに育み、親子で共に成長することをめざします。 図書や読書に関する行事を定期的に行うことで、図書への利用頻度の向上を図るとともに、情報提供を充実していますが、事業についてより幅広い層の利用が得られるよう、啓発の工夫に努めます。	図書館
自然とのふれあい事業	スターウォッチングやバードウォッチングなど自然と親しむ活動を通して、身近な自然環境に関心を持ち、環境保全意識の高揚を図ります。いずれも小学生の親子などの参加が多く、人気があるため、引き続き、子どもにも興味関心を持ってもらえる内容を検討し、事業を進めていきます。	環境政策監
児童館各種体験事業	子ども達が、様々な遊びや体験を通じて、交流しながら豊かな情操と人権感覚を養っていくことを目的に体験学習（小学生キャンプ教室・子どもフェスティバル・児童館合宿・手作り教室・料理教室・もちつき大会等）やくらぶ活動（習字くらぶ・和太鼓くらぶ・ヒップホップダンス教室）などを行います。	北開田児童館

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
市老人クラブ連合会 「多世代の交流」事業	秋の収穫体験「いも掘り体験学習」、昔遊びや給食交流、神足小学校パソコンクラブ活動支援など、高齢者の知識・経験を活用し、高齢者と多世代が連携・協調できる機会や場を創出します。 保育所や幼稚園、学校などの理解・協力のもと、高齢者とともに多様な体験ができる交流機会の充実を図ります。また、地域少年団と一緒に清掃活動等社会奉仕活動を行います。	高齢介護課
環境都市宣言啓発事業 (子ども環境フェスティバル) 【新規】	自ら環境について、考え行動する子どもを育成するため「子ども環境フェスティバル」として、小学生の環境に関する研究発表や作品の展示を行い、表彰します。毎年、いくつかの小学校から個人や団体などで多様な取組みを発表してもらうことで、他の学校との交流も図ります。	環境政策監
保育所地域活動事業	園庭開放や異年齢児交流事業、世代間交流事業等の活動を通じ、地域に開かれた保育所として活動を展開しています。 保護者にとって身近な地域での相談・交流の場として定着するよう、地域住民にとって親しみやすい事業展開と活動の啓発を図ります。	こども福祉課

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

子ども会や総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じて、様々なスポーツ・レクリエーション活動や体験活動などを推進し、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
指導者育成事業	地域子ども体験交流活動事業・子育て連事業の子ども文化祭の実行委員会である子ども会議を通じて、子ども会リーダーの養成や青少年団体の育成を図ります。	文化・スポーツ振興室
総合型地域スポーツクラブ育成事業	市民のニーズに合わせたスポーツ・レクリエーション活動を提供し、様々な活動を通じて、子どもに感性豊かな人間性や生きる力を培う基礎となる健康、体力の育成を図ります。 総合型地域スポーツクラブの未設置校区に対し、啓発活動を行い、全校区に総合型地域スポーツクラブの設立ができるよう取組みます。	文化・スポーツ振興室

③ 遊び環境の整備・充実

子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
児童館機能の充実事業	日常的及び定期的な施設点検を行い、安全・安心な施設環境を維持するとともに、単なる遊び場としての機能にとどまらず、教育相談の実施、幼児をもつ保護者間の交流を目的とした教室の開催等、家庭・保護者の教育力の向上につながる事業を実施します。	北開田児童館
公園緑地整備事業	子どもや親子が安心して遊び、また、子ども同士の交流の場として都市公園等の施設整備の充実を図り、子どもたちが緑豊かな自然の中でのびのびと遊べる環境を整備します。	公園緑地課
西山キャンプ場管理運営事業	都市化が進み生活様式が変わる中で、子どもたちが自然の美しさに触れ、環境学習や野外活動の体験の場として西山キャンプ場を安全に安心して利用・活用できるよう整備します。	生涯学習課



（４）子どもの健全な成長を支援する環境の充実

施策目標

- 若い世代が将来に夢と希望をもてるよう、職業観・勤労意識を培う事業とともに、家庭にひきこもりがちな若い世代に対して自立に向けた支援を推進することを通じ、次代を担う世代の育成に積極的に取り組めます。
- 家庭や地域と学校、行政が連携し、地域社会全体で若い世代を温かく見守り、地域の教育機能を高める取組みの推進を通じ、次代を担う世代が心豊かでたくましく健やかに成長できる環境を整えます。

【主要施策】

① 子どもの自立を促す支援事業の推進

ニート*など定職に就かない若い世代に対し職業観・勤労意識を培う事業を推進するとともに、失敗や挫折、社会との葛藤などにより家庭に閉じこもりがちな若い世代についても、外部と積極的な交流をもつことができるように自立に向けた支援に取り組めます。

② 子どもの健全育成活動の推進

家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成を図るまちづくりを推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
青少年健全育成推進協議会事業	青少年健全育成推進協議会を核とした地域での自主的な活動を支援するとともに、青少年健全育成に関する啓発活動を推進します。活動の基本は地域密着型であることから、各校区の各種団体において積極的に活動内容を企画し運営するよう事業の実施を図ります。また、青少年健全育成に関する啓発活動の推進及び校区協議会相互の交流のための研修を実施し、「広報紙すこやか」を発行します。	文化・スポーツ振興室

*ニート：非労働力人口のうち、15～34歳の未婚で、職業訓練も含め、学校に通わず、家事や家業の手伝いもしていない人のこと。

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
学校支援地域本部事業	地域コーディネーターや地域ボランティアの活用により補充学習会や授業補助等の学習支援を中心に環境整備や部活動支援等、学校の要望に応えます。地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、子どもたちの教育環境をより良いものにしていきます。	生涯学習課



基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向

(1) 親子の健やかな成長を支える母子保健・医療体制づくり

施策目標

- 妊娠期の健康保持・増進をはじめ、子どもの健全な成長や発達を促進するための各種相談・支援体制など、子ども・保護者一人ひとりに対するきめ細かな保健サービスの提供を通じ、子どもを生み育ててよかったと感じられる環境を整えます。
- 子どもの急病時の対応など、必要に応じて適切な医療が受けられる体制を整備するとともに、保健と医療の連携の強化を通じ、安心して子育てができる環境を整備します。

【主要施策】

① 安心・安全な妊娠・出産及び不妊治療のための支援

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、育児に自信をもって取組めるよう、妊娠期の過ごし方や出産準備、出産後の子育てに関する相談体制や情報提供を充実します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠中の健康問題を早期に発見し、適切な指導を行い、流産や早産、妊娠中毒症などの防止を図ります。	健康推進課
両親教室事業	妊娠中から出産・育児に関する知識を深めることを通じ、子どもを生み育てることに安心感をもたらすとともに、夫婦が共同して子育てを行うことを促します。 最新の妊娠・出産に関する情報を取り入れるため、事業内容を定期的に見直します。	健康推進課
不妊治療等の給付事業	子どもが生まれにくい夫婦の不妊治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療及び不育症治療に要する経費の一部を助成します。	医療年金課

② 母子の健康保持・増進のための支援

家庭の育児力を高めていけるように、知識の普及や情報の提供ができる体制づくりや地域における人と人とのつながりをつくる働きかけを通し、子どもの健やかな発育や発達の支援を推進します。

また、子どもの疾病や発達課題を早期に発見し働きかけることで、親の子育てに対する不安の軽減を図り、親が子どもの状況を理解し、適切な対応ができる支援をします。

病気の発病予防と重症化予防のため、乳幼児から高校生を対象に実施している予防接種を適切な時期に予防接種が受けられるよう今後も啓発をしていきます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
新生児訪問の充実	新生児家庭に対し保健師等が訪問して健康状態の観察と相談、母子保健サービス等の紹介を実施し、育児や子どもの成長・発達に対する保護者の不安軽減を図ります。 地域の育児支援機関等を紹介し母子の孤立化を防ぎ、虐待を未然に防止するための一助とします。	健康推進課
育児支援事業	育児や栄養、う歯予防などに関する情報提供とともに、子育てに不安を抱く保護者どうしの仲間づくりを促進し、安心して子育てができる環境づくりを図ります。	健康推進課
乳幼児健診事業	乳幼児の発育や精神・運動発達、視聴覚、歯科などの身体状態を確認し、疾病や発達の課題を早期発見し、支援を行います。また、育児相談を行います。健診従事者の資質向上を図ります。	健康推進課
親子健康相談事業	子どもの成長や発達、栄養・育児などに関する個別相談に応じるとともに、仲間づくりや交流の場の提供などを通じ、乳幼児の健やかな成長・発達を促します。	健康推進課
心理発達相談	子どもの発達・育児などに関する様々な悩みや不安に対し、発達相談員による相談体制を整備しています。 また、相談対象者の増加に対して、適切な時期に対応する為の相談体制の見直しをします。	健康推進課
医師発達相談	子どもの疾病や発達に関する様々な悩みや不安に対し、専門医師に相談ができるよう、相談体制を整備しています。 また、関係機関との連携を図り、発育や発達に関する情報収集や情報提供体制を充実させます。	健康推進課
発達障がい児等支援事業	幼稚園や保育所などの年中児の保護者に発達障がいのある子どもの早期発見及び子どもを理解するための啓発を行います。また、保護者や就学前機関に対する相談を実施します。	健康推進課
予防接種事業	予防接種法に基づく、病気の発病予防と重症化予防のため、乳幼児から高校生を対象に予防接種を行っています。 予防接種の必要な病気について正しい知識を普及するとともに、適切な時期に予防接種が受けられるよう働きかけます。	健康推進課

③ 食育の推進

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて食に関する正しい知識や食を選択する力を高めるとともに、地域や保育所、小・中学校、その他食に関する団体等と連携を図り、市民への食育を支援します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
食育推進事業	食育推進計画に沿って、庁内関係課と連携し食育に関する施策を推進していきます。	健康推進課 学校教育課 こども福祉課 農林振興課

④ 歯科保健対策の充実

乳幼児期から歯の健康について考え、学べる機会の充実を図ることにより、むし歯予防に関する基礎知識の啓発・普及を推進します。

⑤ 思春期保健対策の充実

学校保健と連携し、生命の尊重や自他を大切にする心を基本とした性に関する正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

⑥ 小児医療体制の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医をもつことを推進し、緊急時を含めた小児医療体制の充実を図ります。

（２）地域で安心・安全に子育てができる環境づくり

施策目標

■道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、地域の防犯体制の強化などを推進することを通じ、子どもや高齢者、障がいのある人（児）など市民すべてが安心して、さまざまな社会活動に参加できる環境が整ったまちを推進します。

【主要施策】

① 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

子ども連れでも安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路の段差解消などバリアフリー*化を促進します。

今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザイン*の視点に立ち、子どもを含めたすべての市民が利用しやすい整備を推進します。

② 交通安全対策の推進

子どもの安全で快適な交通環境を確保するため、歩道及びその他の交通安全施設の整備を関係機関に働きかけます。また、自他の生命を尊重し安全に行動できる習慣や態度の育成に向けた支援に取り組めます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
小学校学びの環境づくり事業	通学路における安全対策に努めます。 また、通学安全整理員を配置し、通学時の子どもの安全確保に努めます。	学校教育課
幼児、小・中学校交通安全教育	交通教育については体系的、計画的な交通安全教育を行うことが望ましいため、知識や経験のある専従できる交通教育指導員が中心となり、幼児、小・中学生が所属する関係機関に働きかけ、ニーズに合った内容の情報提供を行っていきます。	交通対策課

***バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

***ユニバーサルデザイン**：バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。

③ 子どもと子育て家庭にとって安心・安全な居住環境づくり

居住環境については、法律等の適用を受けているひとり親世帯に対し安価な家賃の住宅が利用できるようサービス情報の提供や相談体制の充実を図ります。

④ 子どもが犯罪等にまきこまれない地域づくり

「地域の子どもは地域で守る」との考え方のもと、子どもが凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組みを推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
少年補導委員会事業	健全な社会環境づくりのため、警察署など青少年の健全育成にかかわる機関と連携を密にして、青少年を非行や犯罪の誘惑、犯罪被害から守るため、家庭や学校だけではなく、地域社会が一体となって子どもを見守ることにより、健やかな成長を支援します。	文化・スポーツ振興室

⑤ 災害時に強い地域づくり

子どもを含めた市民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。



（３）子育ての経済的負担の軽減

施策目標

- 乳幼児医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療等にかかる助成制度の充実など、子育ての経済的負担の軽減を図ることにより少子化の要因を低減し、少子化の進行を抑制します。

【主要施策】

① 医療費等の助成

乳幼児など子どもの健康を守るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
子育て医療費助成事業	乳幼児及び小学6年生までの児童の医療費の一部を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図ります。中学生の医療費助成も検討します。	医療年金課
ひとり親医療費支援事業	高等学校までの子どもがいるひとり親家庭や、3親等までの親族に扶養されている両親のいない高等学校までの子どもに対して医療費の助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	医療年金課

② 就園・就学の助成

幼児及び児童・生徒の就園・就学を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の普及・啓発に努めます。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
幼稚園就園助成事業	私立幼稚園に在園する3歳から5歳児及び満3歳児を持つ保護者に対し、入園料及び保育料を補助、助成することにより、私立幼稚園の入園を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
幼稚園設備費補助事業	私立幼稚園が幼児教育に必要な設備の購入費用に充てるための補助金を交付することで、継続して設備の充実を図り、幼児教育の振興を図ります。	教育総務課

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
私立幼稚園心身障がい児教育振興補助金事業	心身障がい児が就園している私立幼稚園に対し補助金を交付することにより、当該幼児の幼稚園教育を受ける機会の拡充を図ります。	教育総務課
小学校・中学校就学援助支援事業	生活保護を受けている世帯、また、それに準じる程度に困窮している世帯のうち、公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者へ経済的援助（学用品費等、医療費、学校給食費を扶助）を行います。	学校教育課
小学校・中学校就学援助支援事業（特別支援学級）	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に就学奨励費を給付し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課

② 保育料の適正化

乳幼児の就園を支援し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化に努めます。

また、新制度における認可保育施設の保育料については、平成27年度は現行の保育料に同等の保育の利用料になるように検討していきます。平成28年度以降については、平成27年度の経過を見て、児童対策審議会に新制度の保育料等について意見を聞き、保育料の適正化を進めていきます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
乳児保育委託助成事業	認可外保育施設等に児童の保育を委託している保護者に対し、所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。 また、必要に応じて助成額の見直しを行います。	こども福祉課

④ 各種手当等の支給

子育て中の家庭に対する経済的支援として、各種手当の制度の充実と普及・啓発に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
児童手当等支給事業	子どもを扶養している家庭に対して、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
障がい児福祉手当	対象となる児童・保護者に対して制度の周知に努め、支援を必要とする対象者に対し適切に支給します。 身体または精神（知的含む）の重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満重度障がい児に支給します。	障がい福祉課

⑤ 奨学金等の普及・啓発

就学・就労支援を目的とした奨学金制度等の普及・啓発に努めます。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
技能修得資金等支給事業（府事業）	経済的理由により、技能修得が困難な世帯であり、公共職業能力開発施設、専門学校等の技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）で、技能を修得する子どもに対して、世帯の自立更生の支援を目的に支給される、技能修得資金と入所支度金の普及と啓発を図ります。	社会福祉課



基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策の方向

(1) 保育サービスの充実

施策目標

- 待機児童が発生しないよう保育所や放課後児童クラブの定員確保や保育環境の整備・充実を図ることを通じ、子育てをしながら安心して働ける保育環境を整えます。
- 多様化する保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスの充実を図ることを通じ、希望する時期に希望する保育サービスを利用できる環境を整えます。

【主要施策】

① 保育サービスの充実

就労形態の多様化や地域の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスを提供するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

また、障がいのある児童の受け入れなど保育内容の専門性と質の向上をめざした運営ができるよう保育所（園）への支援の充実を図り、地域の子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
一時預かり 補助事業	一時的または緊急的な理由により、家庭での保育が困難な子どもの一時的な保育を実施しています。 多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所での一時預かりに対する需要はますます増加するものと予想されるため、今後も継続して補助を行っていきます。	こども福祉課
延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育を実施するものです。保護者の就労形態の多様化により、ニーズが高まり、利用希望児童が増加していることから、保育所の受け入れ体制の拡充を図ります。	こども福祉課
発達支援保育実施事業 (職員研修)	発達支援保育を充実するため、必要な施設整備を行っていくとともに、適切な人員配置を行い、職員の専門性確保のため、担当職員が必要な研修を受研できるよう努めています。	こども福祉課

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
ファミリーサポートセンター事業	子育てと仕事の両立を図るため、育児の援助を受けた人と育児の援助を行いたい人が会員登録し相互に援助する活動を促進します。 また、在宅で保育を行う家庭やひとり親家庭等すべての子育て家庭を支援するため活動の充実を図ります。 今後も説明会等を通して会員の募集に努めるとともに、講習会等を開催し、会員の資質向上及び会員相互の連携に努めます。	こども福祉課
簡易保育施設補助事業	待機児童が発生している状況下において、認可外保育施設が認可保育所の補完的役割を果たしていることから、今後も保育環境の改善を図るため継続して助成金を支給します。今後、子ども・子育て支援新制度（幼保一体化等）の動向を見て助成額の見直しを検討していく必要があります。	こども福祉課
駅前保育施設運営助成事業	認可保育所の基準に準じた施設であり、多様な保育ニーズに対応した保育サービスを推進していくためにも継続的に助成を行うとともに、企業努力により安定した経営を実現できるよう働きかけていきます。	こども福祉課

② 保育所施設の整備・充実

老朽化施設の建替えや耐震化など、安全で快適な保育環境を確保するとともに、今後の保育需要の増加にも十分対応できるよう、施設や設備の維持・管理に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
保育所管理運営事業	施設の老朽化に伴う保育環境の改善や施設の安全性の確保を図るため、修繕を計画的に進めていきます。	こども福祉課
保育所施設整備事業	保育所の老朽化に伴う耐震診断調査の結果を基に施設の建替えや修繕を計画的に進めるとともに待機児童対策を併せて進めていきます。	こども福祉課 健康福祉政策監

③ 保育所運営に対する支援

待機児童の解消をはじめ、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む弾力的できめ細かな保育サービスの提供や保育所職員の処遇改善が図れるよう、民間保育施設等に対して支援に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
民間保育所運営助成事業	保護者が安心して保育を利用するために、民間の認可保育園に対し、保育内容の充実をはじめ職員の処遇並びに資質の向上、施設の維持改善を図っていけるよう引き続き運営助成を行います。	こども福祉課
地域型保育施設運営助成事業	市が認可する小規模保育施設に対し、保育内容の充実をはじめ職員の処遇並びに資質の向上を図っていけるよう運営助成を行います。	こども福祉課

④ 放課後児童対策の充実

共働き家庭等の「小1の壁^{*}」に伴う保護者の不安を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後児童の安全・安心な居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、市内の全10小学校において、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を目指します。

また、現在4年生までの児童対象に保育を行っていますが、将来的には6年生までの受け入れを検討していきます。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
放課後児童健全育成事業	市内の全10小学校に保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1～4年生の子どもを対象に放課後児童クラブを設置しています。 利用希望児童数の増加による施設の狭隘化や老朽化に伴う施設の増改築や修繕等の改善を計画的に進めるとともに開設時間の延長等、保育の質・内容の向上を図ります。 また、多様化するニーズに柔軟に応え、効率的で質の高いサービスを提供できるよう、新たな業務委託を視野に取り組んでいきます。	文化・スポーツ振興室
放課後子ども教室推進事業	市内の全10小学校において放課後子ども教室を実施するにあたり、各小学校区の運営委員会に事業を委託し、放課後や週末等に特別教室や体育館等の小学校施設を活用するとともに地域の住民の参画を得て、子どもたちに学びや体験、交流の機会を提供しています。 次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援の充実を図ります。	文化・スポーツ振興室

^{*}小1の壁：子どもが保育園から小学校に上がる時に、主に共働き家庭が直面する保育の問題で、保護者が安全面や精神面での心配をすることを言います。

（２）仕事と生活の調和の実現をめざした取組みの推進

施策目標

- 子育てと仕事を両立できる環境づくりに積極的に取り組む企業を増やします。
- 仕事と日常生活などのバランスがとれていると感じられるよう啓発していきます。

【主要施策】

① 継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ

男女が仕事と子育てを両立しつつ、就労の継続ができるよう、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発

男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業に対して、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

また、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、企業や労働者に対して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法などについて啓発や情報提供を図ります。



（３）男女が共同し取組む子育ての推進

施策目標

- 男女共同参画意識の啓発・普及を推進するとともに、子育てに男女が共同で関わる環境を整えます。

【主要施策】

① 男女共同参画に関する意識啓発、活動への支援の推進

固定的な性別役割分担意識が解消し、男女平等や、男女共同参画の意識が定着するよう、家庭教育や学校教育、生涯学習など様々な場面において男女平等の意識啓発を図ります。

また、子育てをする女性が様々な分野で再チャレンジできるよう相談・情報提供などの支援を推進します。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
男女共同参画フォーラム	男女共同参画社会の実現に向けて、市民の理解を深め、意識改革を目的とする企画を検討するとともに、子育てへの男性の参画や、子育てと仕事が両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの充実など、多様な世代の市民ニーズを把握し、より多くの市民に向けた啓発事業として「男女共同参画フォーラム」を運営します。	女性交流支援センター
子育て支援講座	子育て中の市民が、共通の悩みや問題点に気づき、子育ての不安や悩みを話し合える仲間づくりによって、孤立することなく、自分らしさを取り戻し、自ら問題解決に向けての一步が踏み出せるよう、講座を通じて支援します。	女性交流支援センター
男女共同参画フロア運営事業	多世代交流ふれあいセンター内「男女共同参画フロア」において、男女共同参画の視点で活動する団体を支援します。	市民協働・男女共同参画政策監

② 男性の子育て・家庭生活への参加促進

男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てへの参加など、男性の家庭生活への関わりを促進する機会の充実に努めます。

基本目標4 子育てを社会で支える環境づくり

施策の方向

(1) 支援の必要な家庭や子どもの自立を支える環境づくり

施策目標

- ひとり親家庭や障がいのある人たち、子どもたちなど支援が必要だと考えられる人が、より豊かで充実した生活が営めるよう、自立を支え、生活の安定を図るさまざまな支援の推進を通じ、ノーマライゼーション*の環境を整えます。
- 児童虐待防止対策の一層の推進により、児童虐待のないまちを目指します。
- 子どもの貧困問題が取り上げられる中で、地域での暖かな見守りや行政内部の枠を超えた支援を推進します。

【主要施策】

① 児童虐待防止の推進と要保護児童への支援

児童に対する虐待防止・早期発見について地域住民に対する啓発を推進し、地域における虐待防止のための子育て支援体制の充実を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、児童虐待対策を推進することで、虐待のないまちづくりを目指します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
育児支援家庭訪問事業	保健師が育児に関する助言・相談等を行い、育児不安等への対応を図ります。また、乳幼児を抱える母親が孤立しないように見守り、地域とのつながりを持てるようにサポートしていきます。	健康推進課
養育支援育児・家事援助事業	養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等に対し養育に必要な育児・家事援助を行います。	こども福祉課
長岡京市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応を図るため、関係機関や市民への啓発活動に努めます。 また、要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）の開催及び主任児童委員との定期的な情報交換や関係機関等との連携を図り、児童虐待に関する情報の共有化と迅速な対応に努めます。	こども福祉課

*ノーマライゼーション：障がいのある人など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の個別のニーズに応え、経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、適切な支援、福祉サービスの充実を図ります。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
母子福祉団体補助事業	ひとり親家庭の自立促進及び家族間の交流事業等を行っている母子福祉団体への継続的な支援を実施し、ひとり親家庭に対する一層の福祉の増進を図ります。	こども福祉課
母子家庭奨学金等支給事業（府事業）	京都府が実施している奨学金制度の利用促進を図るため、「広報長岡京」への掲載及び窓口での案内等により制度を周知します。	こども福祉課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座を受講・修了した方に対し、経費の一部を助成（自立支援教育訓練給付金）します。 また、看護師や介護福祉士等の資格取得のため養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し資格取得が見込まれる方に対し、給付金（高等職業訓練促進給付金等）を支給します。	こども福祉課
母子父子自立支援相談事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の就労支援、子どもとの関係、離婚問題等に関する相談支援を実施します。	こども福祉課

③ 貧困家庭への支援の充実

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、庁内外の関係部署、関係機関等と連携を図り、保護者に対する就労支援や経済的支援等、子どもの貧困対策として子どもの学習、生活支援と併せてを総合的に推進していきます。

④ 障がい児等の療育体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいをもって生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び福祉サービスを充実し、社会全体で障がいのある子どもに対する健やかな育成に取り組めます。

＜主要事業＞

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
障がい児等相談支援	就学前から就学後、さらには卒業後まで、障がいのある児童の成長に応じて、早期に適切な支援につながるよう、またライフステージが変わっても継続した支援が受けられるよう、関係機関相互の連携を一層深め、本人や家族の相談に対する相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
障がい児通所支援事業（児童福祉法）	障がいのある児童や発達に不安のある児童が、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
障がい福祉サービス（障害者総合支援法）	障がいのある児童等が、障害者総合支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
地域生活支援事業	障がいのある児童等が、地域生活支援事業による移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどを利用し安定した生活を送れるよう、サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
日常生活用具・福祉機器等の給付事業	在宅の障がい者（児）等に対し、日常生活用具の給付・貸与や、福祉機器等購入経費助成を行い、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
障がい児等に対する負担軽減	福祉サービス利用者負担や心身障がい者扶養共済補助制度など、障がい者（児）等の経済的負担を軽減する制度について周知を図ります。	障がい福祉課
障がい児等福祉に関する情報提供	障がいのある人等が必要とする情報を得られるよう、「障がい者福祉のしおり」や「ホームページ」を活用して情報提供に努めます。	障がい福祉課
発達支援保育実施事業	対象児童の受入を円滑に推進し、対象児童の発達に応じた適切な保育を行います。 また、保育所（園）と療育機関等との連携に努めます。	こども福祉課

(2) 子育てに関する相談・援助体制の充実

施策目標

- 地域ぐるみでの子育て活動への支援による地域に密着したサービスを創出するとともに、市民自身の知識や技能などの力を積極的に活用し、市民主体の子育て活動を広げることを通じて、地域の人や社会に支えられて安心して子育てできる環境を整えます。
- 保健・福祉・医療・教育などさまざまな分野が連携し、子育て支援に関わるネットワークを広げることで、子育てに悩みや不安を感じても、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助、情報提供が受けられる環境を整えます。

① 子育てに関する専門機関における相談機能の充実と連携の強化

家庭児童相談室や地域子育て支援センターや教育相談など、子育てや教育等の専門相談員による相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
家庭児童相談室	子育てに関する悩みごとや心配ごとを気軽に相談できるよう、家庭児童相談室を設置し、専門の相談員が相談業務に対応しています。 また、家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談や子育て情報を提供し関係する機関に繋がります。	こども福祉課
地域子育て支援センター事業（相談事業）	市内2か所の保育所（開田保育所／愛称「エンゼル」と深田保育所／愛称「たんぽぽ」）で地域子育て支援事業を実施、専任の保育者が育児相談や子育ての指導、親子のふれあいを深める事業などをおして、子育てを支援しています。	こども福祉課
教育相談・適応指導教室	専門相談員による「教育相談」及び「就学相談」を実施するとともに、不登校児童・生徒に対し、教育の保障と学校への復帰を進めるために「適応指導教室」を開設しています。 また、個別の状況に応じて保護者同意を前提とした学校・関係機関との更なる連携を充実します。	教育支援センター

② 地域等における子育て相談支援機能の充実

長岡京市子育て支援連絡会において地域子育て支援センター、つどいの広場、主任児童委員、家庭児童相談室、市の子育て支援事業担当課の機関との連携を深め、それぞれの機関が繋がり「今」その時に必要な支援を見極め、その家庭に適切な子育て相談や子育て情報のできる場などを提供し、よりきめ細やかな支援ができるように活動の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
子育て支援連絡会	子育て家庭の情報の共有化や定例の連絡会を実施します。 連絡会では、家庭児童相談室・地域子育て支援センター（エンゼル・たんぼぼ）・つどいの広場（さんさんの会・さくらんぼ）・中央公民館・健康推進課・主任児童委員等を構成員として、子育てに関する情報を交換し合い、最新の子育て情報を提供し啓発に努めます。	こども福祉課

③ 子育て支援のためのネットワーク化の推進

地域ぐるみの子育て支援活動を活発化し地域の子育て機能の強化を図るため、NPO法人やボランティアなど自主的な子育てグループによる活動を支援するとともに、協働して子育て家庭を応援します。

また、民生児童委員（主任児童委員）や社会福祉協議会、子育てサークルなど子育て家庭に身近なところで子育て支援活動を行う、様々な団体の情報の共有化や連携の促進などを図り、子育て支援のネットワーク化を推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
子育てボランティア	養成講座の開催を通じ、登録人数の確保を図り、保護者が子育てについて学習できる場を充実します。 「子育てふれあいルーム」や「幼児教室ぴよぴよクラブ」等の公民館主催講座の託児に子育てボランティアを活用し、活動の場の提供を図ります。	中央公民館
民間社会福祉活動振興助成	地域福祉振興基金を活用した助成を、対象事業を行うことにより、地域で子育て支援活動を行っているNPO法人及び市民活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援し、地域福祉活動の振興や民間社会福祉活動の活性化を図ります。	社会福祉課

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
地域福祉活動団体支援事業（民生児童委員協議会）	地域福祉活動において大きな役割を担う民生児童委員協議会の活動を支援し、地域の関係団体・機関と連携した相談支援の充実など、地域福祉活動の推進を図ります。 民生児童委員と様々な関係機関とのネットワークについて、情報共有及び連携を進めることで子育て支援を一層強化します。 また、子育てを行う家庭に早期の段階から関われるよう、保健師等とも協力し、活動に取り組めます。	社会福祉課
地域福祉活動団体支援事業（社会福祉協議会）	地域福祉活動の大きな担い手である社会福祉協議会の活動を支援し、子育て支援事業の実施、子育て支援に取り組むボランティアグループへの支援、障がい者児相談、児童福祉を含む生活福祉に視点を置いた支援など、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉課
文庫連絡会補助事業	地域の子ども達が気軽に本に親しめる機会・場としての文庫活動の充実を図るため、指導ボランティアの確保・育成のための支援を実施します。	図書館
地域子育て支援センター事業（交流事業）	育児不安等を解消するため在宅での子育て家庭に対する相談指導や子育て講座、遊びの広場、子育てサロン等を市内2か所の保育所（開田保育所／愛称「エンゼル」と深田保育所／愛称「たんぽぽ」）で行っています。 できるだけ多くの子育て家庭の利用を促進するため、在宅の子育て家庭の親が集まる地域の公園や施設に向き、子育てに関する相談や情報交換の場を提供するなど、支援体制の充実を図ります。	こども福祉課
つどいの広場助成事業	親子の交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講習会等を実施する「つどいの広場」を運営する団体等に補助します。 子育て支援事業を実施している関係機関・団体、主任児童委員が連携し情報を共有しながら子育て家庭を支援する体制づくりに取り組めます。	こども福祉課
子育て支援活動事業（幼児家庭教育学級およびよびよクラブの企画運営）	「子育てを孤立化させないよう、出かけて集まる機会づくり」と「子育てを楽しく学ぶ機会づくり」を目的とし、ほかの親子と一緒に活動して交流を図る中で、親も子もともに育っていくことを応援します。また、子育てを通じたネットワークづくりにつなげます。なお、講座の運営を子育てボランティアが自主的に行うことで、子育てボランティアの活動の場を広げ、子育てボランティアの育成を図ります。	中央公民館

（３）子育てに関する情報提供の充実

施策目標

- 親相互の交流や学習の機会等、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報や知識の普及を図ることで、子育てに関する情報が得られやすい環境を整えます。

【主要施策】

① 多様な媒体、関係機関と連携した情報提供の促進

保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援サービスなどに関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、いつでもどこにいても必要な情報が入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供方法の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
WEBコンテンツ子育てガイド管理事業	子育てに関する情報をホームページに掲載するとともに、子育て情報誌等の配布を通じて、子育て中の親子に必要な情報発信に努めます。 また、子育てサークルやNPO法人等関係機関と連携し、子育てに関する情報提供体制の環境を整備します。	こども福祉課
京都府こども健康情報管理システム「ちやいるす」	妊婦や子育て家庭に対し、webサイトや情報誌を用いて、子育てや健康管理に役立つ情報を提供します。 また、健診結果や予防接種の記録をweb上に保存し、必要な時に確認できます。	健康推進課

（４）子育てに関する学習機会の充実

施策目標

- 家庭において、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会や、親子のきずなを深める体験・交流活動機会の充実を通じ、不安や負担を感じることなく自信をもって子育てに取り組める環境を整えます。

【主要施策】

① 家庭教育の情報提供と機会の充実

家庭における教育力の向上や子育て機能の強化を図るため、関係機関と連携し、家庭教育の充実を図ります。

また、子育て中の親やこれから子どもをもつ人に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を充実するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発を推進します。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
家庭教育学級	子どもへの接し方や親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演や学習機会を充実します。	中央公民館

② 親子のふれあい体験機会の充実

子どもへの接し方、親育ちの大切さなどについて理解を深めるための講演会や学習会などを実施するとともに、そこで学んだことを実践できる環境づくりに努めます。

乳幼児期の家庭教育に関する学習機会の提供と、育児に関する情報提供や相談、交流などができる子育てに関する教室・講座の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容／今後の取組み	担当課
子育て支援活動事業 (子育てふれあいルームの開放)	親と子のふれあい、親同士の子育てを通じた交流や学びの場を創出することを目的に、「子育てふれあいルーム」の児童室を一般開放し支援活動を実施しています。子育てボランティアを確保・養成し、安定した支援ができるよう体制の充実を図ります。 また、子育て中の外国人の参加を促すため、多文化共生子育てに関する内容を「子育てふれあいルーム」に取り込んでいきたいと考えています。	中央公民館

③ 親意識の醸成

子育て世代に対しては、子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるように親意識の醸成を図ります。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを生み、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを実感・学習できる機会の充実を図ります。





第5章 計画の目標値等

第5章 計画の目標値等

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）で、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況を提供するための施設の整備状況を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

(2) 区域設定

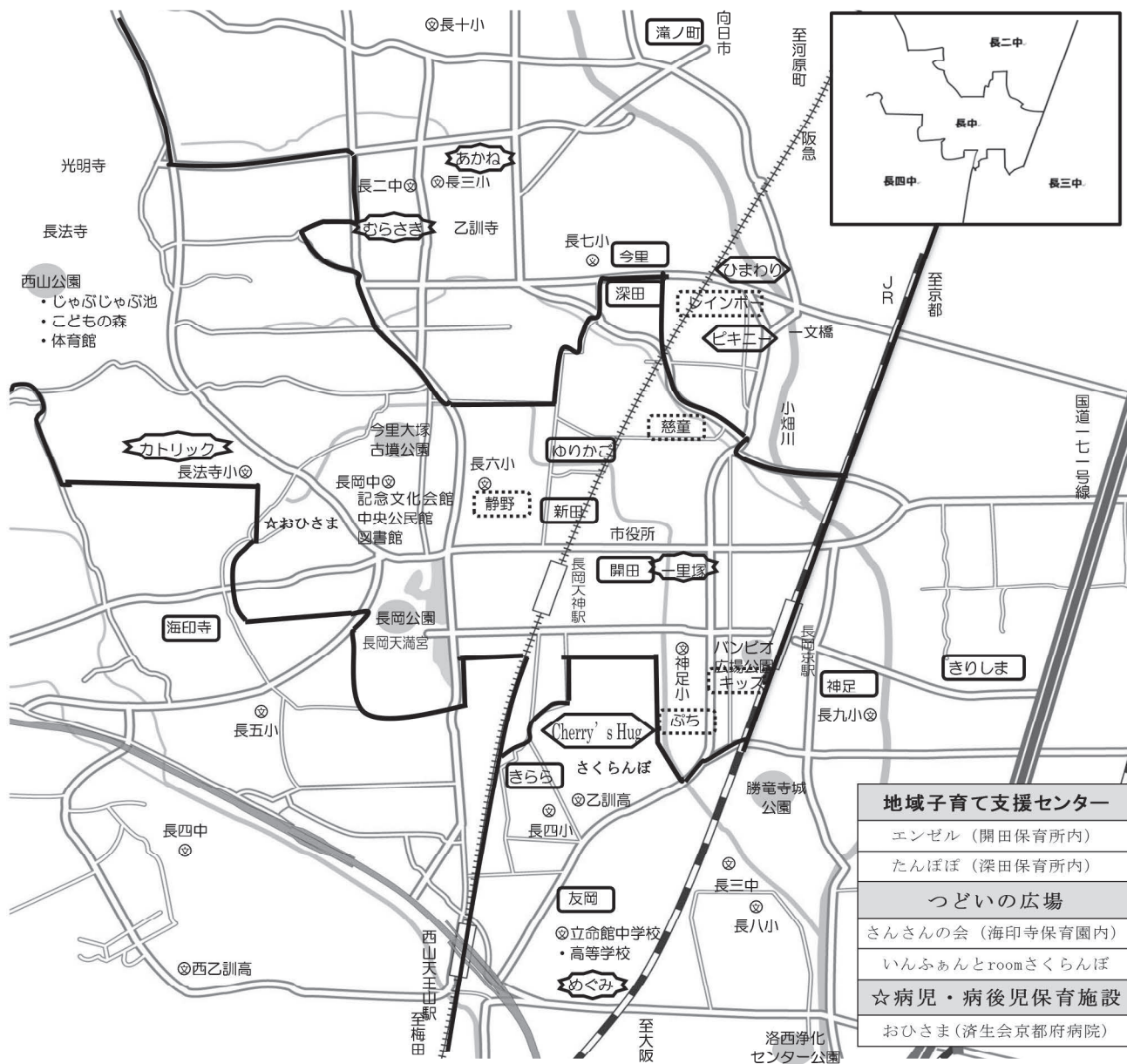
教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、前述の視点による検討を踏まえ、以下の状況等を考慮し、「長岡京市全域を1区域」として設定します。

ただし、放課後児童健全育成事業については、各小学校内に設置しているので、各小学校区を提供区域の基本単位とします。

- ・ 市域が狭く、区域内に教育・保育の施設の数があること。
- ・ 市南部に阪急電鉄の西山天王山駅が開業し、地域住民の動線の変化が、教育・保育施設を利用する者にどのような影響をもたらすかわかり難いこと。
- ・ 幼稚園利用者には、施設の教育方針等を考慮して選択する保護者も多く、居住地域にとらわれない実態があること。
- ・ 保育所利用者には、自宅に近いということのほか、通勤途上等での施設利用希望や、周辺の交通環境等により利用施設を選択する場合も想定されることから、これまでも市全域で保育の利用調整をしてきたこと。
- ・ 施設や事業整備にあたり、区域の需給調整の手続きを簡略化し、効率的・効果的な展開が可能になること。
- ・ これまでも、市全体の人口動態や需要の推移を踏まえたうえで、市全体の施設や事業の整備を図ってきたこと。

※施設や事業の整備にあたっては、人口動態や需要の推移を十分に考慮して実施することとします。

教育・保育提供区域（市全域）【子育て支援施設図】



保育所・保育園・幼稚園等	定員	校区
公立保育所		
① 開田保育所	120人	長中
② 神足保育所	120人	長三中
③ 滝ノ町保育所	120人	長二中
④ 新田保育所	120人	長中
⑤ 深田保育所	120人	長中
民間保育園		
⑥ 海印寺保育園	150人	長四中
⑦ ゆりかご保育園	105人	長中
⑧ きりしま保育園	130人	長三中
⑨ 友岡保育園	180人	長三中
⑩ 今里保育園	136人	長二中
⑪ きらら保育園	60人	長三中
小規模保育施設		
⑫ 小規模保育園Cherry's Hug	8人	長三中
⑬ ひまわり共同保育園	12人	長二中
⑭ 家庭的保育園 ピキニーハウス	16人	長二中

保育所・保育園・幼稚園等	定員	校区
認可外保育施設		
⑫ キッズスクウェアJR長岡京	40人	長中
⑬ 慈童保育園	110人	長中
⑭ 静野幼児園	20人	長中
⑮ ほいくる一む“ぶち”2号園	10人未満	長中
⑯ 家庭的保育園 レインボーハウス	10人	長二中
私立幼稚園		
⑰ あかね幼稚園	960人	長二中
⑱ むらさき幼稚園	315人	長二中
⑲ カトリック幼稚園	240人	長中
⑳ 一里塚幼稚園	240人	長中
㉑ めぐみ幼稚園	595人	長三中

※各保育施設の定員は状況により変動することがあります。

留守家庭児童会	各小学校区に設置（全10校区）
---------	-----------------

【地域子ども・子育て支援事業についての区域】

事業	対象区域
① 時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	各小学校区（10区域）
③ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）	市全域
④ 地域子育て支援拠点事業	市全域（4ヶ所）
⑤ 一時預かり事業	市全域
⑥ 病児・病後児保育事業	市全域
⑦ ファミリーサポートセンター事業	市全域
⑧ 利用者支援事業	市全域
⑨ 妊婦健康診査	市全域
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
⑪ 養育支援訪問事業	市全域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬ 多様な主体の参入促進事業	市全域

（３）教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行うシステムになっています。

教育保育の認定は下記の１号～３号の区分で行われます。

認定区分		児童の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3歳～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3歳～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
保育時間	3号	0歳～2歳	あり	保育所 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間

1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども

（保育の必要性がない子ども）

2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

（保育を必要とする子ども）

3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

（保育を必要とする子ども）

教育標準時間：1日4時間の幼児教育

保育標準時間：1日最大11時間の保育。主にフルタイムの就労等を想定

保育短時間：1日最大8時間までの保育。主にパートタイムの就労

※保育の必要性は保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合に認定されます。

本市では保育の必要性に係る就労時間の下限は1ヶ月あたり64時間としています。（1日4時間以上、週4日以上）

（４）教育・保育施設について

子ども・子育て支援法新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図るとしています。

また、待機児童の多い2歳児までを対象に少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、身近で家庭的な保育施設を確保するとしています。

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号～3号認定の受入れ施設）として市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、3号認定の受け入れ先として市の確認を受ける地域型保育施設を特定地域型保育事業といい、施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

施 設		年 齢	保育の必要性
教育・保育施設	保育所	0～5 歳	就労などで家庭での保育ができない保護者に代わって保育をする施設
	幼稚園	3～5 歳	小学校就学前に教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	認定こども園	0～5 歳	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設
地域型保育事業	小規模保育	0～2 歳	6人～19人の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業（施設）
	家庭的保育	0～2 歳	家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の少人数の保育を行う事業（施設）
	事業所内保育	0～2 歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う事業（施設）
	居宅訪問型保育	0～2 歳	障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

※新制度に対応するかどうかは、各幼稚園や事業者が決めることになっています。

2 幼児期の学校教育・保育

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成27年度			平成28年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,404	925	610	1,394	922	607
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	1,404	892	591	1,394	937	574
	地域型保育事業	0	0	25	0	0	25
差(②－①)		0	-33	6	0	15	-8

(単位：人)		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,384	919	605	1,374	912	600	1,364	906	597
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	1,384	949	573	1,374	973	578	1,364	984	583
	地域型保育事業	0	0	27	0	0	30	0	0	32
差(②－①)		0	30	-5	0	61	8	0	78	18

(1) 1号認定＜3～5歳＞

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

1号認定については、幼稚園の利用実態が本市を含めて他市町の利用また、他市町から本市の幼稚園の利用があります。長岡京市内の幼稚園は全て私立幼稚園であり、平成27年度当初からの認定こども園への移行はありません。今後、認定こども園に移行するとしても、入園希望者が全員入所出来る定員があるため、量の見込みに対する確保は出来るものと想定しています。

(2) 2号認定 ＜幼児期の学校教育の利用希望が強い児童と保育希望が強い児童＞

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分と保育ニーズがある認定区分（幼稚園、保育園）

【確保の方策】

保育の必要性のある2号認定の子どもについては、公立保育所の耐震化による改修工事や老朽化による全面改修に合わせ31年度には待機児童の解消ができるように努めます。

また、保育にニーズがあるが、学校教育の利用が強いとされる子どもについては、現在、幼稚園と幼稚園における標準時間後の一時預かり事業を利用しており、当面認定幼稚園への移行がないため幼稚園での利用となります。

(3) 3号認定＜0～2歳＞

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、小規模保育所）

【確保の方策】

3号認定の児童については、保育所と平成27年度から開園する小規模保育施設で量の確保を図っていきます。

潜在的なニーズは、まだまだ顕在化するものと考えられることから、効果的な環境整備を進めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、公立保育所の3か所で開所時間（11 時間）の終期後1 時間、時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	962	959	956	949	942
②確保の内容	624	660	768	840	960
差（②－①）	338	299	188	109	-18

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	767	764	753	737	726
②確保の内容	767	764	753	737	726
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

(3) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：泊数）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保の内容	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、乙訓圏内では利用できる施設がないため、本市では市外施設の1か所で実施しております。今後も、利用者の意向を踏まえた上でこの事業が適切に利用できるよう利用可能地域を検討し、市外施設との委託契約に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいの広場）

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	15,700	15,652	15,604	15,494	15,384
②確保の内容	15,700	15,652	15,604	15,494	15,384
差（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、4か所で事業を実施していきます。（公立2か所、民間1か所、NPO法人1か所）

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育所で実施しています。

(ア) 幼稚園の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	3,361	3,351	3,341	3,317	3,293
②確保の内容	3,361	3,351	3,341	3,317	3,293
差(②－①)	0	0	0	0	0

(イ) 2号認定による定期的利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②－①)	0	0	0	0	0

(ウ) その他の一時預かり(一時保育)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	4,300	4,250	4,200	4,150	4,100
②確保の内容	4,300	4,250	4,200	4,150	4,100
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業の幼稚園型については、幼稚園・認定こども園が一体的に事業を実施することを前提とした事業類型が国において検討されています。今後は、国から示される事業類型を確認し、主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう事業を実施していくこととします。

保育所の一時預かりについては、民間保育園5カ園で実施しています。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状が安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	600	575	550	525	500
②確保の内容	600	575	550	525	500
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後、女性の更なる社会進出及び雇用形態の変化に伴い、本事業の需要は一層高まることが想定されますので、保護者のニーズに対応するため、設置箇所数の増加に向け、医療機関等への事業周知も併せて行っていきます。

(7) ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：件)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,600	1,575	1,550	1,525	1,500
②確保の内容	1,600	1,575	1,550	1,525	1,500
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を実施し、依頼会員のサポートをしていきます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のために個々のニーズに応じて提供するべく、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、必要に応じた相談・助言を行うとともに関係機関との調整を行うなど利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(か所)

(単位：箇所)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1	1	1	1	2
②確保の内容	0	0	1	1	2
差(②－①)	△1	△1	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細やかな情報提供・相談支援を行い、身近な場所で必要な時に気軽に相談ができるよう利用者支援機能の充実を図ります。

(9) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	17,398	17,345	17,397	17,345	17,292
②確保の内容	17,398	17,345	17,397	17,345	17,292
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

近年、晩婚化が進み出産年齢の高齢化や経済的理由により、健康管理が重要となる妊婦が増加傾向にあることから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の必要が一層高まっており、今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行い、母子ともに健やかに成長するように支援していきます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	690	686	682	674	667
②確保の内容	690	686	682	674	667
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

産婦・新生児訪問により、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	127	125	123	121	120
②確保の内容	127	125	123	121	120
差(②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て家庭からの派遣申請に対し、確実に訪問できるようコーディネートを行うとともに、ヘルパーに対する研修を行うことにより、さらなる支援力の向上につなげるとともに、子育て家庭の自立を図っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

【平成 25 年度、平成 26 年度の状況】

新規事業のため、事業実績はありません。

【量の見込みと確保方策】 区域：市全域

国の動向に応じて助成を行っていきませんが、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進していく事業です。

【平成 25 年度、平成 26 年度の状況】

待機児童加速化プランにより、平成 27 年度の新制度に向けて、高齢者との複合施設の認可保育施設 1 力園と小規模保育所 3 力園が開園に向けて準備を進めています。

【量の見込みと確保方策】 区域：市全域

地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業が円滑に実施できるよう支援を行っていきませんが、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

現在、長岡京市内には認定こども園がなく、市民ニーズも幼稚園や保育所と比べ高くない状況です。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、普及促進が必要です。

特に、待機児童対策の効果もあわせて期待できることから、幼稚園の認定こども園移行については、市民ニーズの把握に努め、今後も検討を行っていきます。

また、幼稚園設置者・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援していきます。

（２）質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

（３）保幼小連携等の取組みの推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、幼稚園、保育所の園児と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

また、地元の事業所に対して仕事と生活の調和の必要性の実現に向けて啓発に努めます。

（３）国・府との連携

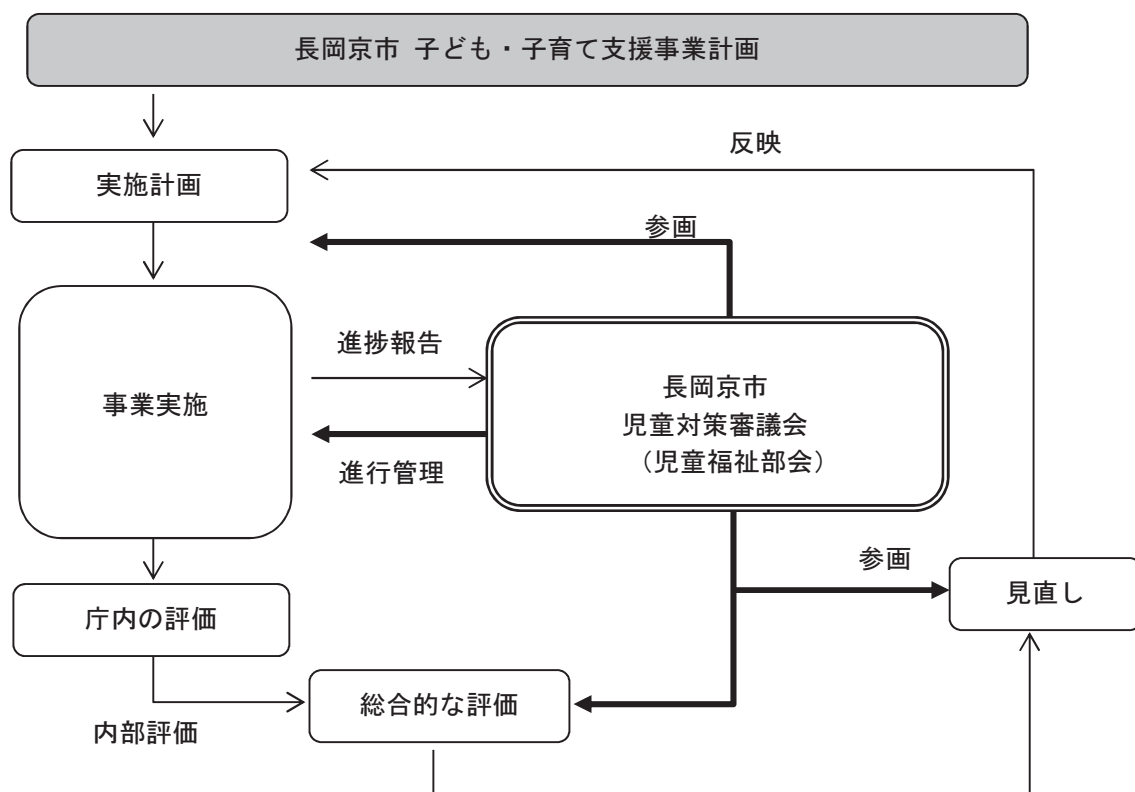
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していくとともに、国の子ども・子育て会議や京都府の子ども・子育て支援事業支援計画を含め、本市の子ども・子育て支援事業計画が着実に実施されるよう努めていきます。

2. 進捗状況の管理

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

【計画の点検・評価体制案】



また、計画の推進にあたっては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とします。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】

（１）計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、定期的に、その結果について市ホームページ等で公表します。

（２）点検・評価結果の反映

長岡京市児童対策審議会（子ども・子育て会議）から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

資料編

1 長岡京市児童対策審議会条例

昭和54年6月30日

条例第21号

改正 平成25年6月28日条例第15号

(設置)

第1条 児童に関する総合的施策の樹立を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、長岡京市児童対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、長岡京市の児童全般に関する必要な調査及び審議を行うとともに、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体の構成員
- (3) 市民公募による者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事情を調査、審議させるため必要があるときは、前条の規定にかかわらず臨時に委員（以下「臨時委員」という。）若干名を置くことができる。

2 臨時委員は市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第6条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会の事務に参画させるため幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は会長の命を受け、会議の運営を補助するため審議会に関する資料の収集及び調査を行う。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市長の定める課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

2 長岡京市乳・幼児対策審議会条例（昭和49年条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成25年6月28日条例第15号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○長岡京市児童対策審議会条例施行規則

昭和54年6月30日

規則第14号

改正 平成25年6月28日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、長岡京市児童対策審議会条例（昭和54年長岡京市条例第21号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の通知)

第2条 会長はやむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第3条 会議録は、会議ごとに次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(答申書)

第4条 会長は、議決事項について速やかに文書をもつて市長に答申するものとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく処理事項、調査審議事項等に関するものについては、この限りでない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 長岡京市乳・幼児対策審議会条例施行規則（昭和49年規則第34号）は、廃止する。

附 則（平成25年6月28日規則第19号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

2 長岡京市児童対策審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	所 属 団 体
会 長	安藤 和彦	京都文教短期大学
委 員	足達 三重子	民間保育園長会
	伊藤 光実	長岡京市P T A連絡協議会
	金子 絵理	市民委員
	工藤 充子	NPO団体
	兒玉 周司	京都府乙訓保健所
	小山 香緒里	長岡京市女性の会
	定永 政司	連合乙訓（日本電産シンポ労働組合）
	菅田 信之	乙訓医師会
	長尾 真由理	市民委員
	西垣 有可	乙訓私立幼稚園P T A連合会
	西小路 由佳	公立保育所保護者会連合会
	西野 美穂	社会福祉協議会
	西村 伸也	小中学校長会（長岡第八小学校）
	芳賀 恵子	乙訓私立幼稚園協会
	平野 慶三	京都府家庭支援総合センター
	福知 篤	留守家庭児童会保護者会連合会
	三代 潤子	長岡京市民生児童委員協議会

3 長岡京市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	会議等内容	議事等
平成 25 年 12 月 18 日	第 1 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 児童対策審議会（子ども・子育て支援会議）の役割について ➤ 子ども・子育て支援新制度について ➤ 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
平成 26 年 1 月 10 日 ～ 1 月 27 日	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の実施	■ 長岡京市内在住の「未就学児」の世帯・保護者（就学前児童調査）1,400 人、長岡京市内在住の「小学生」の世帯・保護者（小学生調査）1,200 人に郵送配布・郵送回収 ■ 回収結果：就学前児童調査：852 件（回収率：60.9%）、小学生調査：716 件（回収率：59.7%）
平成 26 年 3 月 25 日	第 2 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ➤ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ➤ 教育・保育の区域の考え方について
平成 26 年 5 月 26 日	第 3 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について ➤ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
平成 26 年 7 月 24 日	第 4 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 次世代育成支援行動計画 平成 25 年度事業概要報告について ➤ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ➤ 子ども・子育て支援新制度に基づく各基準条例案について
平成 26 年 9 月 30 日	第 5 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ➤ 子ども・子育て支援事業計画の目標値等における「量の見込み」について ➤ 保育関係について
平成 26 年 12 月 24 日	第 6 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 子ども・子育て支援事業計画（素案）について ➤ 子ども・子育て支援新制度開始に伴う保育料改正の方針について
平成 27 年 1 月 9 日 ～ 1 月 27 日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施	■ 市役所市民情報コーナー、分庁舎健康福祉部こども福祉課で配布のほか、市ホームページで閲覧 ■ 提出者数：2 名（意見件数：8 件）
平成 27 年 2 月 17 日	第 7 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントについて ➤ 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 27 年 3 月 24 日	第 8 回 長岡京市児童対策審議会	➤ 保育関係について ➤ 長岡京市子ども・子育て支援事業計画策定

長岡京市子ども・子育て支援事業計画

発行：平成２７年３月

編集：長岡京市

〒617-8501 京都府長岡京市開田１丁目１番１号

(TEL) 075-955-9558

(FAX) 075-952-0001

(E-mail) kodomofukushi@city.nagaokakyo.kyoto.jp

(URL) <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>